

2024 年度卒業論文

1970 年代日本のウーマンリブにみる「おんな」の運動の意義と困難
—「とり乱し」がひらく連帯の可能性—

慶應義塾大学総合政策学部 4 年

72103279 小林りこ

要旨

フェミニズムにおいて「女性」というアイデンティティは、問題を可視化する枠組みとして意義を持つ一方、その本質化や同一性の強調が課題とされてきた。本研究は、そのアイデンティティ・ポリティクスを取り巻く問題を検討するため、1970年代日本のウーマンリブに着目する。ウーマン・ブは、「おんな」の運動として位置づけられ、各地で草の根的に展開された女性解放運動である。ウーマンリブに関する研究は多岐にわたるが、その運動が「おんな」の運動であることは自明視されてきた。よって本研究では、ウーマンリブの「おんな」の運動としての意義と困難について検討する。

まず「おんな」の運動の意義を検討するにあたり、当初リブが自分たちの経験を表す言葉を持たなかった点に着目する。これはミランダ・フリッカーが提起した「解釈的不正義」にあたり、不可視化されていた性差別を社会問題として提示するため、「おんな」という枠組みが必要とされたのである。

次に「おんな」の運動の第一の困難として、リブが受けた新聞や週刊誌からの「からかい」に焦点を当てる。リブは声をあげると同時に、「感情的」「ヒステリック」といった女性に対する偏見にさらされ、フリッカーによる「証言的不正義」に直面した。ただし、この困難は証言的不正義を発動させた社会側の問題であり、リブの発話方法の問題に還元することはできない。

加えて「おんな」の運動の第二の困難として、リブにとっての「他者」である障害者運動からの批判を取り上げる。リブは、優生保護法の改正案提出に伴い、障害者運動とともに優生保護法改悪阻止運動を展開したが、その過程で障害者運動から批判を受け、標語を変更した。本研究では、この変化の過程を分析し、それが何を意味するのかを検討する。

リブの紆余曲折の過程を検討することで、アイデンティティ・ポリティクスの限界に向き合うための示唆を提示する。

キーワード：フェミニズム, ウーマンリブ, 認識的不正義, アイデンティティ・ポリティクス

目次

序論.....	5
I. 研究背景	5
II. 本論文の構成	6
1. 先行研究の検討とその課題.....	7
1.1. アイデンティティ・ポリティクスとその課題.....	7
1.2. フェミニズムにおける「女性」をめぐる問題.....	7
1.3. これまでのリブ研究とその課題.....	10
2. 主題と調査方法.....	12
2.1. 主題と目的	12
2.2. 調査方法	13
3. リブとは何か	14
3.1. 日本の第二波フェミニズム.....	14
3.2. リブの生まれた背景	15
3.3. リブの誕生と展開.....	17
3.4. 「おんな」の運動としてのリブ.....	20
3.4. 「とり乱す」主体として	22
4. 「おんな」の運動の意義 解釈的不正義への抵抗	24
4.1. 解釈的不正義とは何か.....	24
4.2. 不可視化されていた性差別.....	25
4.3. 自分を語るという方法論	26
4.4. 解釈的不正義への抵抗.....	28
4.5. 小括	30
5. 「おんな」の運動の第一の困難 証言的不正義への直面.....	32
5.1. 証言的不正義とは何か.....	32
5.2. 新聞や週刊誌による「からかい」	32
5.3. 証言的不正義としての「からかい」	34

5.4. 証言的不正義の再検討.....	35
5.5. 小括	36
6. リブと優生保護法改悪阻止運動	38
6.1. 優生思想と優生保護法の歴史	38
6.2. 優生保護法改正案の提出	40
6.3. リブによる優生保護法改悪阻止運動の展開	41
6.4. 障害者団体「青い芝の会」による批判	42
6.5. 「産むか産まぬかは女が決める」から「産める社会を、産みたい社会を」へ	43
7. 「おんな」の運動の第二の困難 障害者運動との摩擦.....	46
7.1. リブと障害者運動の摩擦に関する先行研究	46
7.2. 母をめぐるジレンマ	47
7.3. リブの変化と「とり乱し」	49
7.4. 障害者女性という狭間の存在との対話	51
7.5. 不変ではなく普遍でもない「おんな」の運動として	55
結論.....	57
I. 「おんな」の運動の意義.....	57
II. 「おんな」の運動の第一の困難	57
III. 「おんな」の運動の第二の困難と「とり乱し」がひらく連帯の可能性	58
III. 本研究の限界と今後の展望	59
あとがき	60
[文献]	63

序論

i. 研究背景

人種、ジェンダー、セクシュアリティ、宗教、障害などに基づく差別は、今日も根深い問題として存在している。そして、これらの問題を扱うにあたって「女性」や「LGBTQ+」、「在日韓国人」、「障害者」などのアイデンティティに基づくカテゴリーがしばしば用いられる。

しかし、こうしたカテゴリーの使用には必ずその功罪が伴う。一方では、カテゴリーによって悩みや経験に名前が与えられ、自らを責めるのではなく、社会に問題があると気づくきっかけとなる。しかし他方で、カテゴリーが一度作られると、その枠組みからこぼれ落ちたり、見えなくなったりするものが必ず生じる。「LGBTQ+」を例に挙げれば、そのカテゴリーがつくられて浸透したことによってLGBTQ+の存在やその人々を取り巻く問題が可視化されつつある。しかしながら「LGBTQ+」に対する偏見が蔓延したり、表象が固定化したりしてしまうという問題もある。

このように、カテゴリー化は一定の意義を持ちながらも、課題も多く残されている。カテゴリーを用いることで、他のカテゴリーと重なり合っていた問題が分断され、別個のものとして扱われてしまわないか。そのカテゴリーは実際誰によって「代表」されているのか。そして、多様な背景を持つ人々を一括りにして表現することは本当に可能なのか。

フェミニズムにおいても「女性」というアイデンティティを基盤とするカテゴリーの使用をめぐる議論が続いてきた。フェミニズムの歴史は、「女性」だからといって、みな同じ経験や問題を共有しているわけではないという複雑性に度々ぶつかってきた歴史でもある。「社会的に抑圧されたマイノリティでさえ他者への暴力とは無縁ではない」（藤高2018: 281）のであって、アイデンティティを基盤とするカテゴリーの使用には、常に緊張が内包されている。

このようにマイノリティが声をあげる際にほぼ必ず直面するカテゴリーの功罪という問題を、本研究は1970年代日本のウーマンリブ（通称リブのため、以下リブと記載¹）を事例として検討する。リブは、1970年10月21日の国際反戦デーに、「ぐるーぷ闘うおんな」という旗を掲げて街を歩いた女性たちから始まったとされている。終戦から25年が経過し、日本が高度経済成長の只中にあったこの時期、同年6月には77万人が抗議活動

¹ 秋山洋子による『リブ私史ノート』では、リブという言葉を採用した経緯が記されている。運動開始当初は「女性解放」という言葉を用いていたが、この言葉では新左翼運動との違いを明確にしにくいと感じたため「リブ」という言葉を使い始めた。フェミニスト、フェミニズムという言葉が用いられなかった理由は、フェミニストが「女性に優しい男性」というずれた意味で定着してしまっていたためである（秋山1993）。

を行ったにもかかわらず日米安全保障条約が更新され、大学にバリケードを築いていた新左翼運動の学生たちの勢いも徐々に衰退していた。そうした社会状況の中、「ぐるーぷ闘うおんな」のデモは「おんな」の運動の狼煙となった。

本研究では、あらためて「おんな」の運動の声に耳を傾け、その意義と困難を分析し、今後の誰も取り残さない社会を目指す一助としたい。

ii. 本論文の構成

本研究の主題は「おんな」の運動として展開したリブの意義と困難である。1970 年代初頭の日本で起こったフェミニズム運動であるリブを対象として取り上げ、文献調査とインタビュー調査を実施し、その質的分析を行う。

第 1 章から第 3 章では、先行研究、主題、方法、対象について述べる。第 1 章では、本研究の主題であるアイデンティティ・ポリティクス、および対象であるリブに関する先行研究を検討し、それらの研究の課題を提示する。第 2 章では、本研究の主題と調査方法を提示する。第 3 章では本研究の対象であるリブについて概観する。当時のビラや後年のインタビュー録、筆者が実施したインタビューをもとに、リブが興った背景や展開、その特徴について述べる。

第 4 章以降は分析と考察にあたる。分析は主に以下の三点を中心に展開する。

- ① 「おんな」の運動の意義
- ② 「おんな」の運動の第一の困難
- ③ 「おんな」の運動の第二の困難

第 4 章では、上記①にあたる、リブの「おんな」の運動としての意義について分析を行う。当時のリブが直面していた状況をミランダ・フリッカーによる「解釈的不正義 (Fricker 2007=2023)」概念を用いて分析し、「おんな」というアイデンティティに基づいて運動を展開した意義について考察する。続く第 5 章では、上記②にあたるリブの第一の困難として、「からかい」の問題に着目する。江原由美子が「からかい」と呼んだ新聞や週刊誌による嘲笑を、「証言的不正義 (Fricker 2007=2023)」概念を用いて分析する。第 6 章と第 7 章では、優生保護法改悪阻止運動に焦点を当て、上記③にあたるリブの第二の困難を検討する。第 6 章では分析の背景となる優生保護法改正案の内容や、次章で分析対象となる優生保護法改悪阻止運動の様相をまとめる。第 7 章では、優生保護法改悪阻止運動における障害者運動からの批判を、「おんな」の運動の困難として分析し、リブの対応から今後への示唆を導き出す。結論ではこれまでの分析をまとめ、本論文の主題に応答する。

1. 先行研究の検討とその課題

1.1. アイデンティティ・ポリティクスとその課題

人種やジェンダー、セクシュアリティ、障害、宗教などの社会的アイデンティティに基づき、権利や自由を主張し、社会変革を目指す活動のことを、アイデンティティ・ポリティクスと呼ぶ（Bernstein 2005）。アイデンティティ・ポリティクスは、現状への問題提起や抵抗を行うために長らく用いられ続けてきた。例えば「労働者」というアイデンティティが労働運動につながったり、植民地主義下での抵抗のために「国民」というアイデンティティが用いられ続けてきた。とりわけ 1970 年代以降には、それまでの労働運動とは異なる「新しい社会運動」が出現し、フェミニズム運動や障害者運動が活発化した。その際に社会的アイデンティティが重要な役割を果たしたという見方もある（Touraine 1981）。アイデンティティ・ポリティクスは、周縁化されたグループを取り巻く不可視化されてきた問題を可視化するために役立てられてきたのである。

しかし同時に、アイデンティティ・ポリティクスはその限界も度々指摘されてきた。社会的アイデンティティに基盤を置くことにより、そのアイデンティティ内部の多様性が覆い隠されたり、あるいは他のアイデンティティとの連帯を妨げたりするのではないかという批判も行われてきた（Bernstein 2005）。アイデンティティ・ポリティクスは抑圧や不平等に対して声をあげるための重要な役割を果たしながらも、アイデンティティの同一化や本質化などの課題も指摘されてきたのである。

1.2. フェミニズムにおける「女性」をめぐる問題

フェミニズムにおいて長らく基盤とされてきたアイデンティティは「女性」である。そして「女性」というアイデンティティをめぐる問題は、フェミニズムにとっても重大な論点であり続けてきた。フェミニズムにおいて、「女性」を基盤とするアイデンティティ・ポリティクスはどのように議論されてきたのだろうか。

アメリカの奴隷解放運動家・女性の権利運動家のソジャーナ・トゥルースは、1851 年に行った「私は女ではないのか？/Ain't I a Woman?」という演説において、フェミニズムにおける「女性」とはそもそも誰を指しているのかを問いかけた。トゥルースは家庭にて家事に専念する経済的余裕のない労働者階級の女性たちや有色人種の女性たち、男性と婚姻関係を結ぶことのない同性愛や無性愛の女性たち、出生時に割り当てられた身体が女性ではない女性たちは、支配的な女性像としては想定されていない、つまり「女性」という枠組みからこぼれ落ちてきたと主張した（McKissack 1992）。

その後「女性」というアイデンティティの同一性や普遍性が議論の対象となったのは、主に第二波フェミニズムとされる時期以降である。第二波フェミニズムの引き金となったのは、1963年に出版されたベティ・フリーダンによる『新しい女性の創造』とされている（Friedan 1963）。フリーダンは、妻もしくは母としての役割が求められるアメリカ家庭の主婦たちの満たされなさを「名前のない問題」と称した。1966年にはNOW（全米女性機構）が結成され、社会から隔絶され家庭という檻に閉じこめられた女性の行き場のなさが「個人的なことは政治的なこと（The Personal is Political）」というスローガンを掲げて社会問題として提起されていった。それは労働者でも民族でもなく、女性という刻印によって見出された新たな社会層による問題提起だった（古田 2009: 128）。それまで私的領域とされてきた家庭における問題を名付けて社会化したことは非常に大きな意義があった。

しかし一方で、これは専ら白人中流階級の女性の問題だったとも指摘される（hooks 2015: 1-3）。1960年代に台頭した女性解放運動は「女」という同一性を基盤としており、運動の担い手であった中産階級の白人女性が「女」という同一性を強調すればするほど、運動内に存在する女の差異は蔑ろにされた（吉原 2013）。具体的には、フリーダンの提起した専業主婦の問題は、「最初から私的領域としての家庭に閉じこもるような経済的余裕がないことが多かった労働者階級や有色人種の女性たちにとっての最大の課題ではなかった」のである（清水 2021）。よって、第二波フェミニズムは、白人中流階級の異性愛女性を主な担い手としながらも「女性」の同一性を想定してその本質化へ向かったと振り返られる（竹村 [2000] 2024）。これを受け、レズビアンや有色人種の女性、労働者階級などの女性から、「女」というカテゴリーそれ自体への問いかけが、1960年代後半に早くも運動内で噴出した（吉原 2013）。

「女性」の同一性への問い直しは、第三波フェミニズムと呼ばれる時期以降により顕在化していく。ベル・フックスは「黒人について論じられるときはたいてい黒人男性に、女性について論じられるときはたいてい白人女性にスポットライトが当てられる」と述べ、人種差別と女性差別を分けて考えることの問題点を指摘した（hooks 1981）。さらにジュディス・バトラーは「女」というアイデンティティは異性愛規範によって可能となっており、「女」は「多層的な権力の配置」の中で形成されると指摘した。「ジェンダーは言説的に構築された諸々のアイデンティティの人種的、階級的、民族的、性的、地域的な様態と交差している」（Butler 1990=[1999] 2018）と述べ、「女性」という主体は所与のものではなく当然普遍的でもないと主張した。バトラーはさらに、アイデンティティ・ポリティクスの限界も指摘する。

実際フェミニズムに安定した主体があると早まって主張し、それは女という継ぎ目のないカテゴリーだといった場合、そのようなカテゴリーは受け入れ難いと、あらゆる方面から当然のように拒否されてしまう。このような排除に基づく領

域は、たとえそれが解放を目的として作られたものであろうと、結局は威圧的で規制的な帰結をもたらすものである。事実フェミニズムの内部におこっている分裂や、フェミニズムが表象していると主張しているまさにその「女たち」からフェミニズムに対して皮肉な反発が起こっていることは、アイデンティティの政治に必然的な限界があることを示すものである。(Butler 1990=[1999] 2018)

たとえ解放のためであろうとも、「女たち」というアイデンティティを基盤とした政治には、必然的な限界があるとバトラーは明確に提示した。バトラーを分析した藤高和輝は、アイデンティティ・ポリティクスは「他者」との出会いによって「失敗」しうると述べる。

フェミニズムというアイデンティティ・ポリティクスは構成上、そのような「多層的な権力の配置」のなかでさまざまな「他者」と出会わざるを得ない。…アイデンティティ・ポリティクスはその内部に「他者」ないし「無限のエトセトラ」を抱え込まざるを得ず、従ってそのアイデンティティの「失敗」に直面せざるを得ない。(藤高 2018: 149)

アイデンティティ・ポリティクスは、多層的な権力の配置の中で「他者」と出会うことを避けられない。「他者」との出会いは、アイデンティティに「無限のエトセトラ」を含み込ませる。つまりフェミニズムが「女性」を掲げれば、同時に「女性」というカテゴリーの内部の多様性が覆い隠されてしまう可能性があり、その「女性」のカテゴリーの周縁や、あるいはすぐ外に置かれる「他者」が出てきてしまうのである。

時を同じくして、人種やエスニシティ、障害、ジェンダーなどさまざまな差異をめぐる差別が重なり合って複雑に発生していると捉える概念であるインターセクショナルリティという概念も提示された(Collins and Bilge 2020)。インターセクショナルリティを学術的に最初に提示したとされるクレンショーは、黒人女性は性差別と人種差別の交差点において複雑な形で差別を経験すると主張した。そのほかにも人種、性別、階級、性的好み、年齢、身体能力などで複数の差別を複雑に経験しうるとした(Crenshaw 1989)。

このように「女性」の同一性と複雑性をめぐる問題は、フェミニズムにおいて重大な論点でありつづけてきた。そしてその議論において第二波フェミニズムは、「女性」の同一性を想定してその本質化へ向かったと評価されてきた歴史を持つ。

しかしながら、その議論において想定されている第二波フェミニズムとは、主にアメリカの運動のことである。日本とアメリカでは第二波フェミニズムの背景も様相も異なるにもかかわらず、日本でも第二波フェミニズムは「女性」の同一性を想定し、本質化に向かったという印象が根強い。日本のリブは当然ながらアメリカとは異なる背景を持った運動

であり、したがってその運動の性質も異なるため、アメリカの事例をそのまま適用すれば良いというわけでもない。

しかし、実際に日本の第二波フェミニズムに当たるリブについて、「女性」というアイデンティティを問い直す視点からの研究は、これまでほとんど行われてこなかった²。よって、日本の第二波フェミニズムにあたるウーマンリブについても、「女性」の同一性と複雑性をめぐる問題という観点から考察する余地が十分にあると考えられる。

1.3. これまでのリブ研究とその課題

日本のフェミニズム史を紐解くにあたり、日本の第二波フェミニズムに位置づけられるリブへの言及を欠かすことはできない。リブは大規模な組織や明確な指針を持つ運動ではなかったが、全国で多くの小さな団体が結成され、女性たちが声をあげたことで、当時のフェミニズム運動を象徴する存在として広く記憶されている。リブはこれまで、どのような観点から研究されてきたのだろうか。

江原由美子は70年代のリブについて、カウンターからオルタナティヴへの途を辿ったと、その歴史を要約する。リブとは「女らしき幻想」への批判を出発点に、その後は自らの運動のあり方をも批判しジグザグのコースをたどりながら、「女として生きる」とはどのようなことなのかを追い求めていった運動であった。また江原はリブを1975年を境に大きく二つに分けて説明する。前半は「ぐるーぷ闘うおんな」を中心とする若い無名の女性たちの小グループ連合体が担った運動であり、その時期には「優生保護法改悪」阻止闘争が最大の課題だったと述べる。一方で後半は、「国際婦人年をきっかけにして行動を起こすおんなたちの会」等を中心とする、より世代的にも社会的地位の点からも上の層の女性たちが活躍した時期である。前半のリブのラディカルさが1975年以降は受け継がれなかったという見方もあれば（牟田 2006）、この二分類では1975年以前と以後の運動のつながりが見えづらくなるという批判もある（樋熊 2018）。

また西村光子は『女たちの共同体』において、リブで実践された共同体（コレクティブ）について分析を行った（西村 2006）。コレクティブとして実践されたリブ新宿センターや子育ての共有化を目指した「東京こむうぬ」だけでなく、北海道や大阪で行われたコレクティブの実践が分析されている。

さらにセツ・シゲマツは、1970年代のリブは草の根的なラディカルフェミニズムであり、また同時にトランスナショナルなフェミニズム運動の一環であると説明する。リブは家族制度を差別の再生産装置として批判し、さらに日本の近代化、帝国主義、戦後リベラル民主主義の限界に対する深い批判を行ったと評価されている（Shigematsu 2012）。

² 藤高は、田中美津の「とり乱し」をバトラーの「トラブル」と共振するものと位置付けて分析を行っている（藤高 2022）。しかしそれは田中の思想を対象としたものであり、リブという運動を対象としたものではない。

しかしこれまでの研究では、リブが「おんな」の運動であることが半ば自明視されてきた。その結果、リブが「おんな」の運動である背景やその意義、あるいは「おんな」の運動だったが故の困難について、十分に検討されてこなかったと言える。よって本研究ではリブが「おんな」の運動であることそのものに着目する。

2. 主題と調査方法

2.1. 主題と目的

本研究では、アイデンティティ・ポリティクスを取り巻く課題を念頭に置き、1970年代の日本で展開されたリブに焦点を当て、その「おんな」の運動としての意義と困難について検討する。

まず特に初期のリブがどのような状況に直面していたのかを明らかにし、「おんな」の運動として立ち上がったリブの意義とは何かを問う。検討にあたってはミランダ・フリッカーによって提示された「解釈的不正義」という概念を用いる（Fricker 2007=2023）。

次に、「おんな」の運動としてのリブが直面した困難とは何かを問う。第一の困難として、リブが受けた新聞や週刊誌から受けていた嘲笑を取り上げる。江原は、女性に対する偏見に基づいた嘲笑を「からかい」（江原 [1985] 2021）と呼んで説明した。これをフリッカーによる「証言的不正義」の先駆的概念として位置付け、リブが「おんな」に対する偏見のもと直面した困難について分析を行う。

第二の困難として、障害者運動というある意味でのリブにとっての「他者」からの批判を取り上げる。1973年に中絶に関する規定を行う優生保護法の改正案が提出され、それに対してリブや障害者運動は改悪阻止運動を行った。この優生保護法改悪阻止運動において「産むか産まぬかは女が決める」とスローガンを掲げていたリブは、障害者運動からの批判を受けて「産める社会を、産みたい社会を」にスローガンを変更した。優生保護法改悪阻止運動におけるリブの変化の過程を検討し、その変化が何を意味するのかを明らかにする。

本研究の目的は、大きく二つに分けられる。第一に、リブのイメージをより多層的に捉え直すことである。リブは第二波フェミニズムとして、「おんな」を強く掲げた運動と認識されている。しかし、実際には多様な小団体によって担われており、この単一的なイメージによってその多層性が覆い隠される可能性がある。そこで、本研究では、リブがなぜ「おんな」を掲げたのか、さらに障害者運動からの批判を受けてどのように主張を変化させたのかを考察し、リブの多様な側面を再評価する。

第二に、リブの事例を通じて、「おんな」の運動の意義と困難を検討し、アイデンティティ・ポリティクスにおける課題への向き合い方を考察することである。第1章第1節および第2節で論じたように、アイデンティティに基づく主張は問題の可視化という意義を持つ一方で、他のアイデンティティとの分断や、多様性の不可視化といった課題を伴う。本研究では、こうした問題に対するリブの対応を分析し、アイデンティティ・ポリティクスの困難に向き合うための示唆を導き出すことを目指す。

2.2. 調査方法

本研究では、文献調査とインタビュー調査を行い、それらの質的分析を行う。

まず文献として、リブにて用いられアーカイブされている数千点のビラ、優生保護法やコレクティブなど特定の課題に焦点を当てて情報を収録したパンフレット、そしてリブ新宿センターによって創刊されたリブニュース『この道ひとすじ』という機関紙を資料として調査する。ビラ、パンフレット、機関紙はすべて『資料 日本ウーマン・リブ史』と『リブ新宿センター資料集成』に収録されているものを用いる（溝口ほか編 1992; リブ新宿センター資料保存会編 2008）。また、より多面的にリブの調査を行うため、リブ参加者の回顧録や後年の対談も対象に含める。その際リブを対象とした研究については、しばしば田中美津やリブ新宿センターが「中心」として取り上げられやすく、その神格化につながる懸念も示されている（樋熊 2012）。本研究ではいわゆる著名な論者のみに着目するのではなく、資料に基づいてリブに参加したさまざまな女性たちの声を重層的に取り上げていく。ただし、主な対象は都心で活動していた団体となっており、特に第二部においてはリブ新宿センターと東京の優生保護法改悪阻止実行委員会を対象としている。

加えて、インタビュー調査では当時リブにて活動していた米津知子氏にご協力いただいた。米津氏は思想集団エス・イー・エックスの立ち上げに関わり、またリブ新宿センターの一員として活動し、ご自身が片足に障害をお持ちのことから優生保護法改悪反対運動にも積極的に取り組まれていた。その後はリブ新宿センター資料保存会と、DPI 女性障害者ネットワークにて活動されてきた。当時のリブの状況をよく知る米津氏に半構造化インタビューを行うことで、資料だけではわからない当時の様子を描き出すことに努めた。インタビューは2024年11月に一度実施した。実施にあたっては、事前に本研究の概要についての説明を口頭及び書面で行い、同意書への署名をいただいた上で進行した。

そして本研究ではこれらの調査に基づき、リブの歴史的経過の分析を行う。リブの文書には属人的な口語表現やイラストが含まれ、またある対象を示す表現が時期によって変化する。その多彩な文体や表現をも考慮して分析を行うために、質的分析を選択した。

研究対象の選定理由をまとめると、それは大きく二点ある。第一に、リブは日本の第二波フェミニズムにあたり、「おんな」というアイデンティティを明確に掲げて展開された運動だからである。第二にそれらを分析できる文書資料が十分に残されている運動だからである。当時運動で用いられたビラはアーカイブされており、数千枚以上のビラが公開されているため調査対象として十分な文書資料があると考えられる。

3. リブとは何か

本章では、本研究の対象であるリブについて概要をまとめる。リブのフェミニズム史における位置づけやリブの生まれた背景について、リブ参加者の証言や先行研究に基づいて概観していく。

3.1. 日本の第二波フェミニズム

リブとは1970年代の日本で、女性たちが主体となって、自分自身が直面する問題を出発点として展開された運動であった。

19世紀初頭以降のおよそ100年間の世界全体のフェミニズムの歴史を便宜的に三段階（あるいは四段階）に整理した「波」区分では第二波に該当する。江原による定義を参照すれば、第一波フェミニズムは19世紀初頭から1920年代にかけて起こった、女性の市民権や参政権を要求した運動である。近代化にて男性のみが「普遍的」権利を保障されたことを批判し、女性の公への進出を目指した。第二波フェミニズムは1960年代から1970年代にかけて起こった運動であり、公私二元論と性別役割分業を批判し、家庭における男女格差や「女性らしさ」に基づいた役割分業を問題提起した。スローガンとしては「個人的なことは政治的なこと」が掲げられた。第三波フェミニズムは1980年代から2000年代にかけて起こり、女性の多様なあり方を主張した。ライオットガール・ムーブメントなどのポップカルチャーの分野から運動が巻き起こったとされ、化粧や結婚を拒む女性像や経済分野で活躍する女性像などといった固定化された女性像を拒んだ。また植民地主義やクィアの視点もなげかけられ、インターセクショナリティが強調された（江原 2022）。リブをこの便宜上の区分に当てはめるとすれば、第二波フェミニズムにあたる。よってリブは、日本の第二波フェミニズムである。

リブという呼称は女性による女性解放運動（Women's Liberation）に由来する。既述のように、第二波フェミニズムの引き金となったのは、アメリカで1963年に出版された『新しい女性の創造』だとされており、フリーダンは女性たちの「名前のない問題」を提起した（Friedan 1963）。しかし日本の第二波フェミニズムであるリブは、アメリカのWomen's Liberationとは異なる背景を有している。リブはたしかにアメリカからの影響は受けており、アメリカから有識者を招いてティーチインと呼ばれる講座を開催したり、ビラにてアメリカのリブに言及したりしている（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 19）。ただしいずれの場合もアメリカの状況はそのまま日本の状況に適用できるとは捉えず、むしろ批判的に受容している。上野千鶴子によれば、リブは決して海を渡って上陸してきた「輸入品」ではなかった（上野 1994: 10）。そのためリブとは何であり、なぜ生まれたのかを知るためには、日本でリブが生まれた経緯を理解しなければならない。

3.2. リブの生まれた背景

日本のリブの誕生は、60年代から70年代にかけて盛り上がった新左翼運動と大きく関わっている。戦後日本では、1951年のサンフランシスコ平和条約と同時に、アメリカとの軍事的結びつきを強める日米安全保障条約が締結された。戦争の記憶を色濃く残した市民たちは、この日米安全保障条約に強く反発し、この条約に対する反対運動が大きく分けて二度起こった（小熊 2009）。まず一度目は、1960年に行われた日米安全保障条約の更新への反対、そしてそれを推進した岸信介政権への反対を主張する安保闘争である。そして二度目が、その10年後に学生を中心に行われた70年安保闘争である。日米安全保障条約は10年ごとに更新されるため、1970年の再更新を見越し、再度1960年代後半に学生を中心として運動が活発化したのである。60年代に行われた二度目の運動は、従来の共産党や社会党などの「旧左翼」とは異なるアプローチを取った運動という意味で新左翼と呼ばれる（Slater and Steinhoff 2024）。同時代に新左翼運動は世界的に活発化していたが、アメリカのようにもともと社会運動が盛んだったり、イギリスのように労働党が大衆政党だったりする国と、日本では大きく状況が異なっていた。まず、日本ではもともと社会運動はそこまで盛んではなかった。また、共産党が孤立した少数集団であったにもかかわらず、大きな影響力を持っていた。さらに日本の新左翼運動は、同時期の西洋諸国の同種のグループと異なり、革命を先導する「前衛党」を目指していた。新左翼運動は、大学のキャンパスの占拠や封鎖、街頭デモなどを通じて、安保条約への反対だけでなく教育制度改革や学費値上げへの反対を主張した（小熊 2012）。

最初期のウーマンリブの参加者は、大学で行われていた新左翼運動に関わっていた女性たちが多かった。江原によれば、新左翼運動は既存の党派に対する批判的な視点、運動の方法論、そして直接の引き金となる動機を提供したために良くも悪しくもウーマンリブの母胎となった（江原 [1985] 2021）。なぜ良くも悪しくもなのかというと、新左翼運動内部における女性蔑視こそが、ウーマンリブが興る契機となったからである。

まず新左翼運動において女性たちは、多くの場合男性をサポートする脇役に位置付けられた。いわゆる「銃後の支え」や「おにぎり部隊」として扱われていたのである。このような状況は新左翼運動に参加していた女性たちの多くの証言によって明らかにされてきた。1961年にお茶の水女子大学に入学し、後に『「女」「母」それぞれの神話』を著した池田祥子は、女性が救護班とされおにぎりを握らなければならなかった当時の違和感について、1986年の座談会で以下のように述べる。

いよいよ明日は機動隊が入るので戦線配置すると女は救護班になるの。友人が時計台にお釜持ち込んで「おにぎりつくるのよー」って号令かけて、しかもその時彼女は炊き込みご飯を作ったの。私もいっしょにやったのよ。違和感持ちつつ働いていた。（女たちの現在を問う会編 1996: 35）

また、新左翼運動の中で女性は劣った存在と見なされていた。1964年に早稲田大学に入学した徳山晴子は、当時の立て看板を例に挙げて運動内部における女性蔑視を以下のように指摘する。

立て看板にすら、「女優もはいれる、女もはいれる、学費も値上げするし、機動隊もはいれるし、大学の自治もないし、早稲田なんて堕ちたもんだ」というニュアンスのものがありません。女子学生はまず「救対」、デモの時は「荷物持ち」という感じがあり、私たちはそれにとても反発しました。（女たちの現在を問う会編 1996: 87-8）

また新左翼運動に参加した後リブにて思想集団エス・イー・エックスを結成する森節子は、運動の中で自分が「男並みに」仕事をしているのだからと認められていた様子を以下のように振り返る。

女だからというところは全部蹴って、男がアジェーションするならじゃあ貸しなさいと、やりたくもないのにやっちゃうようなところがある。それでふと気がつくと、女のなかでしゃべっているのは私だけ。ほかの上級生の女の人は茶碗を洗っているわけ。一般職と総合職みたいなそういう感じだった。これまで私は「女にしておくのはもったいない」という言葉で男に認められていたの。（女たちの現在を問う会編 1996: 211）

他にも「男の人たちと学園闘争をやっていくと結局女の人が、看護婦や女中がわりに使われる」（女たちの現在を問う会編 1996: 275）、「バリケードの中でのセックス、ゲバルト³か飯炊きかの選択を迫られた」（女たちの現在を問う会編 1996: 78）などの証言が数多く残されている。このようなエピソードは、枚挙に遑がない。

さらに70年代に入り新左翼運動が失速し始めると、多くの男子学生は就職のために徐々に運動から離れていったが、女子学生はそうはいかなかった。後に森節子などと共に思想集団エス・イー・エックスを結成する米津は、校内の求人票にも女子学生の募集は少なかったと振り返り、「男はちゃんとこの社会に行き場所があるんだけど、私たちはもとも行き場所なんてなかったじゃないか」（女たちの現在を問う会編 1996: 123）と感じたという。当時、女性は男性と比べて大学進学率が低く、大学を出ても就職の機会は非常に限られていた。小熊英二によれば女性が四年制大学を卒業しても企業の公募はほとんど

³ ゲバルトとは当時の新左翼運動において使われていた言葉で、暴力のことを指す。ドイツ語で暴力を意味する Gewalt がゲバルトとして浸透し、「ゲバルト棒（ゲバ棒）」や「内ゲバ」といった形で用いられた。

なく、むしろ賃金が安い高卒や短大卒のほうが歓迎されていたという（小熊 2009: 675）。当時大学に進学した女性たちは就職口が見つかりづらく、居場所が非常に限られていたのである。

なお、リブ誕生の担い手となったのは、新左翼運動に参加していた女性たちだけではなかった。1958年から「サークル村運動」にて発刊されていた『無名通信』という女性交流誌は、リブの源流のひとつに数えられる。『無名通信』では「女とは何か」「女の論理の想像」といった、後のリブに引き継がれる問いが提起されている。『無名通信』は1961年に一度終刊するものの1968年に河野信子によって再発刊され、森崎和江や石牟礼道子も寄稿している。

さらに1962年から活動していた「『れ・ふぁむ』女性問題研究会」も、リブの鎗矢となったと言える。神戸外国語大学の女性問題研究会を母体とするサークルで、読書会を中心とする研究グループとしてゆるやかに活動が行われていた（溝口ほか編 1992: 67）。当時一般的であった「婦人問題」が自分たちを表す言葉だと思えず、また年齢に関わらず女性の問題を取り上げるという意識から、「婦人問題」ではなく「女性問題」と銘打った点は新しい発想だった。フランス語で女たちを表す「れ・ふぁむ」をタイトルとしたサークル誌を発刊し、女子学生の就職追跡調査レポートや、大学卒業後に職場や結婚生活で女性として直面した問題をメンバーが持ち寄って執筆した。

また1969年から活動を開始した「侵略＝差別と闘^{たたかう}うアジア婦人会議」、略称「アジア婦人会議」も、リブの先駆として挙げることができる。こちらは1962年に社会党の影響下で結成された、日本婦人会議が前身となったグループである。1970年8月22日には、侵略＝差別と闘うアジア婦人会議によって大会が開催された。そこで後にリブの「中心」的存在となる田中美津が「便所からの解放」という著名なビラをまいた。【図1参照】

田中美津は、60年代後半にベトナム反戦運動に積極的に携わりつつも、学生運動に参加しゲバ棒を握ることはできなかったと振り返る（田中 [1972] 2016）。当時の赤軍派⁴の活動家に自宅の一室を宿として提供すると、当たり前のように「メシをつくってくんない」と声をかけられて幻滅したことから、リブを志す火がついたという。田中はビラ「便所からの解放」にて「男にとって女とは、母性のやさしさ＝母か、性欲処理機＝便所か、という二つのイメージに分かれる存在」だとして男性が女性を母か便所かという性役割でしか捉えないことを批判した。女であることとは何かを問い、自分のうらみ、つらみを運動化していくことで「〈新しき女〉を創造していこうではないか」と呼びかけた。

3.3. リブの誕生と展開

⁴ 新左翼運動の組織のひとつで、この組織から後の連合赤軍や日本赤軍が誕生した。

1970 年 10 月 21 日の国際反戦デーに、田中らは「ぐるーぷ闘うおんな」の旗を掲げて女性だけのデモ行進を行った。これが狼煙となり、女性たちが主体となった「おんな」の運動が立ちあがった。そして女性差別を階級闘争に内包させたり「男並み」を目指したりするのではなく、「おんなの言葉」を模索しながら独自の運動を展開していった。具体的には、特定の問題に対する主張や活動情報を記載したビラの配布、女性たちが集まり話し合う集会・大会の開催、抗議集会の開催、共同生活所の設置、法案や女性の身体に関する勉強会などが行われた。そして「ぐるーぷ闘うおんな」、「闘う女性同盟」、「思想集団エス・イー・エックス」などのグループが集まって結成された「おんな解放討論集会」が開催され、リブの方向性を話し合った（溝口ほか編 1992: 315）。

1971 年 8 月 21 日には全国から約 300 人が集い、長野信濃平で 3 泊 4 日のリブ合宿が開催された。グループに参加していなくてもビラやミニコミを通じて情報が伝わり、10 代から 40 代までの幅広い参加者が集まった。合宿が始まると「何故自分はリブ合宿にきたのか、リブ合宿で何をしたいのか」（溝口ほか編 1992: 321）を語る自己紹介が行われた。この自己紹介はそれぞれが思いを打ち明け、20 時間にも渡って行われたと後々語り草になったという。二日目以降も自主講座や映画会、デモの練習、すいか割り、もちつきなどが行われた⁵。

リブ合宿の翌年 1972 年 5 月 5 日には、第一回リブ大会が行われた。男性 120 人、アメリカの女性たち十数人も含んだ約 1900 人が集い、パネルディスカッションや分科会、討論会が行われた。おりしも大会準備期間中の 1972 年 2 月には連合赤軍によるあさま山荘事件が起き、「統括」と称して仲間内でリンチが起きていたことが明らかになった。中でも連合赤軍の幹部に永田洋子という女性が含まれていたことは、リブの女性たちを震撼させた。この事件を受けリブ大会においても、連合赤軍事件の再検討を通して新左翼と「あたしたち」の違いを考えるパネルディスカッションや、連合赤軍事件とリブの運動の関係性を考える分科会が行われた（溝口ほか編 1992: 331）。

1972 年 9 月 30 日にはリブ新宿センター（通称リブセン）が開所し、「ぐるーぷ闘うおんな」と「思想集団エス・イー・エックス」のメンバー 7 人ほどが共同生活する活動拠点となった。開所直後にリブニュース「この道ひとすじ」という機関紙が創刊され、その後も定期的に発行され続けた。また法律相談や避妊・中絶相談、ティーチインと呼ばれる講座も開催していた。家庭内暴力や妊娠・中絶に関する相談も受け付けており、住み込みのメンバーが毎日のように対応に当たっていた。活動費用はリブニュースの購読料、パンフレットの売り上げ、カンパ、そしてメンバーの仕事の収入から捻出されていた。このようにして、リブはなんとかその運動を続けていった。

⁵ リブ合宿は、その後のリブの活動にも波及的な影響を及ぼした。実行委員会によって「3 泊 4 日が終わっても、リブ合宿はおわらない」と呼びかけられた通り、合宿から広がったネットワークによって合宿後も読書会が開催されたり、ミニコミが発刊されたりした。またリブ合宿の取材許可は女性の記者に限定された。

旗揚げから2年ほど経過した1972年頃から、リブの運動スタイルに変化が起こる。リブの中で各グループが政治的課題を設定し「機能的な運動体に転身」（江原 [1985] 2021: 201）し細分化されていったと指摘される。

1979年の『思想の科学』には「七〇年代女性解放運動と八〇年代の展望」という対談が掲載され、リブを同時代的に見つめていた、あるいは参加していた井上輝子と水田珠枝によりリブの変化について話し合われた。井上は初期のリブについて以下のように振り返っている。

70年代初頭のリブの主要な集会にはだいたい参加しましたが、この時期の運動の特色は、とにかくいまの女性のおかれている抑圧状態をはねのけなければならないという不満や憤りの爆発にあったと思います。…もちろん集会のたびに方向性はどこにも求めたらいいのだろうか、あるいはなにか組織を作らなければならないという声が必ず誰かから出てくるのですが、実際には憤懣のエネルギーの前にそうした思考は消え去っていくという感じで、とにかく怒りをはきだすのが最初の出発だったわけです。（井上・水田 1979）

井上が述べるように、70年代初頭のリブはとにかく不満や怒りをはきだすことに重点が置かれていた。しかし1973年中頃から様子が変わってきたと井上は述べる。

72年の5月…にリブ大会が開かれましたが、その直後に優生保護法改正案が国会に上程されて、優生保護法をめぐっての運動がとにかく個人の意識変革ではない、もう少し目標を持った文字通りの運動に変わっていくわけですね。（井上・水田 1979）

1970年10月の運動の旗揚げから数年が経過すると、井上が述べたようにリブはより具体的な目標を持った運動に変化し、さまざまな団体に細分化されていった。

その重要な一例が、優生保護法改悪阻止運動である。詳細は後述するが、リブは1972年から1974年にかけて優生保護法改悪阻止運動を展開した。「優生保護法改悪阻止実行委員会」が結成され、集会を開いたり、リブ新宿センターが発行する機関紙『この道ひとすじ』に複数回にわたって優生保護法改悪阻止についての掲載が執筆されたりした。しかし「産むか産まぬかは女が決める」と主張したリブは、障害者運動から「障害者を墮すのは女のエゴ。我々は健全者と安易に連帯しない」「障害者を殺してきたのは（母）親」との批判を受けることにもなる（溝口ほか編 1992）。これを受けて、同じ優生保護法改悪阻止を叫んでいても、女性解放と障害者解放の運動はどのように連帯していけるのかと葛藤したリブは、中絶が女性にとっても痛みを伴う苦渋の選択であることに向き合おうとした。結果、リブの主流派は「産める社会を、産みたい社会を」に標語を変更した。

3.4. 「おんな」の運動としてのリブ

リブは、「ひとつの組織体でもなければ、特別な理論さえもない運動であった。あえていうなら、女である『私』を解放することのみが共通で、あとは自己解放を試みる個々の女の数だけリブは存在していた」（女たちの現在を問う会編 1996: 261）と説明されるように、一言では総括しがたい運動である。それでもなお、リブの特徴として挙げられる点の一つは、女性たちによる「おんな」の運動であったということである。

リブの中心的人物であった田中美津による著作は『いのちの女たちへ』というタイトルであり、田中らが作ったグループは「ぐるーぶ闘うおんな」という名前だった。他の団体も「闘う女同盟」や「女解放戦線」などと、「女」あるいは「おんな」を冠した名前は多く見られる。他にもあるビラの呼びかけでは「女から女へ。団結がおんなを強くする。おんなの中のおんな求めています！」（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 46）と書かれていたり、1973年5月のリブ大会への呼びかけにおいても「あたりまえの女から、女へ」という副題が使われたりと、「おんな」を基盤としたつながりを構築しようとしていることがわかる。また他のビラでも「女から女へ訴える 女が生きては何か 我々はいったい女なのか 女らしさの猿芝居の幕をおろす時が来た」（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 67）と書かれており、女性たちと共に「女が生きる」とはなんなのかを問おうとしていることが垣間見える。

1971年に出版された『性差別への告発』では、以下のように述べられている。

女は「人間」と「女」に引き裂かれている（マンはマンなのだ）。かつての「新しい女」は自らの女を切り捨てることで「人間」に近づこうとした。女の解放については論じつくされているかに見えるが、今までの「婦人」運動のほとんどは「人間」と「女」の分裂した事実を目をつぶり、女とは何かの根源的な問いを切り捨てている。（亜紀書房編集部編 1971）

このように、リブは「男並み」を目指すのではなく、これまで問われてこなかった「女とは何か」という根本的な問いに向き合おうとした。江原は、リブは「女とは何か」を問い直すことにより従来の女性役割イメージを批判しようとしていたと指摘する」（江原[1985] 2021）。従来の婦人運動は、社会的に女性の生き方として承認された「母」や「女子労働者」、あるいは「主婦」といった役割イメージに依拠して展開されていた。また田中美津が「便所からの解放」で示したように、女性たちはひとりの人間として見られる以前に「母」や「妻」「娼婦」といった社会的役割を引き受けざるを得なかった。さらに容姿端麗な場合や「母」などの社会的役割を引き受ける場合にのみ社会的承認が得られた。そのような「女らしさ」の受容は、それに晒される女性たちのうえに、大きな抑圧をもたらしていた。

だからこそリブは、「ぐるーぷ闘うおんな」による「ウーマンリブとは何か」のビラにあるように「〈女〉が生きるとはなにか？」（溝口ほか編 1992: 367）という問い直しを行ったのである。新左翼運動では「おにぎり部隊」として「女らしい」役割を引き受けるか、あるいは女を否定してビラを書いたりゲバ棒を持ったりするかを選ばなければならなかった女性たちは、「男並み」を目指すことを強く拒否した。リブは「女性らしい」役割イメージ自体を批判し、「女性がひとりの人格として承認されずさまざまな社会的役割によって内面から引き裂かれていること自体」（江原 [1985] 2021）を問題として提起したのである。

またシゲマツは、ウーマンリブは「おんな（onna）」という言葉のを再定義して、自己のアイデンティティを確立したと指摘する。「おんな」という言葉は当時、下品で差別的な意味合いを持っていたが、リブの活動家たちはこの言葉をあえて使用した。あえて「おんな」という言葉を使って問題を提起することで、従来の「女性」や「淑女」といった従順なイメージを拒否したのである（Shigematsu 2012）。

リブは従来の女性らしさや女性役割を批判するために、あえて「おんな」という言葉を用いて運動を展開した。それは具体的には、女性たちが「女とは何か」「女が生きるとは何か」と問うことによって行われた。よって従来の女性像を問い直しつつも「おんな」の運動であったリブは、「おんな」というアイデンティティに基づいた政治、つまりアイデンティティ・ポリティクスに該当すると言える。

また同時に、リブはたしか「おんな」の運動ではあったが、性差別だけではなく他の抑圧や差別に関わるさまざまな運動に参加し、関わり合いながら運動を展開していた。当時行われていた入管闘争や沖縄基地問題をめぐる運動に、リブの女性たちも参加していたのである。あるリブの参加者は「入管闘争、部落解放同盟とか、あちこちに集会あるたびにビラまきに行った」（女たちの現在を問う会 1986: 227）と振り返っている。また米津も、筆者が実施したインタビューにおいて「性差別と関わりがありそうなこととかは、よくみんなが話題にしました。いろんなものがつながってるっていう風に考えていたから、特に女の問題に限らず、いろんなことに性差別の問題はつながってるから⁶」と語った。ここからも、リブは性差別だけに対してだけではなく、性差別とつながっていると考えられたさまざまな問題に対して声をあげていたことがわかる。

加えて、リブ内部の女性の多様性にも目が向いていなかったわけではない。例えば、侵略＝差別^{たたかう}と闘うアジア婦人会議に届いた手紙では、首都圏を中心に行われる運動に対して地方の女性から声があがっている。「青森県のような地方では、婦人たちの意識性もまだ圧倒的に低い状況です。アジア婦人会議の名さえ知らない婦人団体もほとんどでしょう」（溝口ほか編 1992: 61）と手紙には書かれており、運動における都心と地方の差が指摘さ

⁶ 2024年11月19日に米津知子氏に行ったインタビューより抜粋。以下、筆者によるインタビューを引用する場合は全て2024年11月19日に米津氏に行ったインタビューを指す。

れている。また子どもを連れた母親からの手紙では、託児の要望や小さな子どものいる女性が運動に参加するハンデが大きいという指摘があり、その後リブの集会では託児所が設置されることも多かった。

リブは「おんな」の運動ではあったが、慰安婦問題、入管闘争、沖縄基地問題といった他のさまざまな社会運動と無関係であったわけではない。これらの運動との接点や連携は、リブが単独の運動体というよりも、多様な社会問題に絡み合いながら展開していたことを示している。

3.4. 「とり乱す」主体として

上記のように、たしかリブは「おんな」を掲げ「おんな」の運動として展開した。しかし、その「おんな」は決して確固とした主体としての「おんな」ではなかった。

田中美津は、〈どこにもいない女〉と〈ここにいる女〉という概念を用いて、この点を説明している。〈どこにもいない女〉とは、女らしさを叩き込まれた世間にとっての「理想」の存在を指し、一方で〈ここにいる女〉とは、その女らしさに抵抗しようとして矛盾を抱える「生身の女」を指す。例えば、革命理論を語りながらもマニキュアを塗ったり化粧をしたりする自分、あぐらをかいていたのに好きな男性が入ってくると正座に変えて澄ました顔をする自分。この理想とされる女らしい〈どこにもいない女〉と、現実の自分である〈ここにいる女〉の間で、「あたし」は「とり乱し」ながら生きてゆく。田中は、こうした矛盾とも言える行動の間で生じる「とり乱し」を肯定した。さらに、その「とり乱し」を肯定する精神はリブという運動にも通底していた。田中によれば、リブとは今生きている私を丸ごと運動化した運動であって、その矛盾から出発する運動である（田中[1972] 2016）。「とり乱し」は個人の内面的な矛盾にとどまらず、リブという運動においても肯定されていたのである。

ここから、リブは既存の「母」や「主婦」といった女性役割を拒絶しつつも、女らしさを演じてしまう自分との間の矛盾を認め、「あたし」という生身の個人としての声を上げようとしていたことがわかる。すなわちリブは「おんな」を掲げていながらも、その主張は時に矛盾し、その「とり乱し」をも肯定していたのである。

また、リブには「あたし」という一人称を好んで用いる傾向があった。この「あたし」という一人称には、「母」や「主婦」といった社会的に承認された役割を拒否し、あくまで「生身の個」としての自己から出発したいという意味が込められている（西村2006）。リブは、新左翼運動のように階級闘争を最優先事項に位置付けたり、ひとつの政治目標達成のための運動方式をとったりせず、自分の思いから出発するという運動のスタイルをとっていた。井上は後年の座談会にて「自分の欲望とか現実を大事にして、それを主張していく、そこから全てが始まるっていうことを肯定できた運動であったという点が、すごく新鮮な感じがした」（女たちの現在を問う会編 1996: 53）と振り返り、また同

時に井上が「階級闘争がいちばん大事で、その次が何で、というランクをつけない、自分にとっていちばん大事な問題を自分はやるというふうになってきたということじゃない」かな（女たちの現在を問う会編 1996: 55）と述べていることからその特徴が見てとれる。また上野によれば、リブは代表を置かなかっただけでなく、各地に自律的なリブセンターができることを予期して「リブ新宿センター」と名づけたことにもその独自の運動論が表れているという（上野 1994: 14）。リブは政治目標の達成やイデオロギーを前提に成り立ったのではなく、当時の女性たちが置かれていた状況の中で等身大の運動として展開されていったのである。

加えて、リブ新宿センターの機関紙リブニュース『この道ひとすじ』第2号では、「そもそも白昼堂々リブを名乗る程の主体なんかあたしたちは持ってやしない。それでも敢えて名乗ってるんだから、云ってみりゃ最初から背中に恥の一字をへばりつかせての『決起』なわけ」（リブ新宿センター資料保存会編 2008）と述べられている。リブ新宿センターは、ともすればリブの「中心」的存在ともされやすい。しかしそんな彼女たちですらも、リブを堂々と名乗るほどの主体なんか持ってやしないと明言していたのだ。ここからも、リブは確固たる運動体や組織体として構築されていたわけではなく、種々雑多な活動が行われていたことがわかる。

以上のように、リブは〈ここにいる女〉、つまり生身の個人である自分の矛盾や「とり乱し」を肯定し、むしろその「とり乱し」から運動を始めようとした。確固たる組織体や運動体としての主体を作ろうとしていたわけではなく、それぞれが「とり乱し」ながらその時々で必要な運動を展開していた。それは米津による「自分を変えようとしないう運動なんて考えられませんでした」（女たちの現在を問う会編 1986: 260）という発言にも現れている。このような特徴から、リブは運動としての柔軟性を持ち、自分を変えることを厭わないという性格を持っていたと言えるだろう。

4. 「おんな」の運動の意義 解釈的不正義への抵抗

新左翼運動において周縁化されていた女性たちも多く参加していたリブは、自分たちの直面する困難を適切に表現する言葉がないという困難に直面していた。よって本章では、性差別を問題化する言葉がなかった状況における、リブの「おんな」の運動としての意義を検討する。

4.1. 解釈的不正義とは何か

本章では、フリッカーによる「認識的不正義 (Epistemic Injustice)」のうち、「解釈的不正義 (Hermeneutical Injustice)」という概念を理論枠組みとして用いる。フリッカーは人々が知識の主体として持つ能力にかんして被る不正義を認識的不正義として提示し、それを「解釈的不正義 (Hermeneutical Injustice)」と「証言的不正義 (Testimonial Injustice)」に分類した (Fricker 2007=2023)。認識的不正義はガヤトリ・スピヴァクが『サバルタンは語ることができるか』の中で提起した「認識的暴力」という概念から着想を得たものである (Spivak 1998)。

解釈的不正義とは、人々が自分たちの社会的経験を意味づけるにあたって、集団的な解釈資源にあるギャップのせいで不公正な仕方で不利な立場に立たされてしまうことである。言い換えれば、社会的に周縁化されている人々が、自分の経験を理解することが自分にとって重要な利益をもたらすにもかかわらず、社会的に流通する集団的な解釈資源に偏りがあるために自分の経験を適切に意味づけて理解することが妨げられていることである。権力者が社会的経験を意味付けるときはその経験についての適切な理解の仕方が準備されているのに対して、権力のない人々が自らの社会的経験を理解しようとしても適切な意味づけが存在しない場合があり、意味づけは「すりガラス越しの不透明なもの」

(Fricker 2007=2023: 190) になりやすい。具体例として、ある女性が女性解放運動のセッションを通して産後うつに気づいたエピソードが挙げられる。出産後のうつ状態に悩んでいるときに、その女性は大学のワークショップに参加した。すると産後うつ病について語り合うグループセッションが開催されており、そこでのセッションを通じて、「私はこれまで自分を責めてきたことや、夫が私を責めていたことが自分自身の欠陥のせいではない」のだと自覚できたという。これは女性のうつにまつわる経験が不適切に理解されていたことを示している。彼女は産後にうつ状態に陥っていながらも「自分の社会的経験の中の重要な領域を理解することを不当に妨げられて」 (Fricker 2007=2023: 192) おり、これをフリッカーは解釈的不正義と呼ぶ。他にも、不本意な性的接近についての話し合いを通してセクシャル・ハラスメントという名付けが行われた例が挙げられる。このように、集団的な解釈資源のギャップによってある社会的経験を理解するための言葉が存在せず、

自分の経験を適切に理解できないことが解釈的不正義である。本章ではこの解釈的不正義を理論枠組みとして用いて、リブが直面していた困難について分析を行う。

4.2. 不可視化されていた性差別

第3章第2節で述べたように、リブが興った背景には新左翼運動における女性差別があった。新左翼運動は男子学生を中心として展開され、女子学生たちは男性をサポートする「銃後の支え」や「おにぎり部隊」として扱われていた。

このような新左翼運動の中で、女性差別を問題化するのは困難であった。なぜなら新左翼運動において女性差別は副次的な問題とされ、人間解放という大問題の名の下に不可視化されていたからである。1960年に入学し新左翼運動にも参加していた井上は、学生運動の傍らで婦人問題研究会の活動を行っていると男たちに「いまなぜ女性差別なんていう副次的な問題をやるのか」（女たちの現在を問う会編 1996: 41）と言われたと語る。さらに米津は筆者によるインタビューにおいて、以下のように語った。

学習会とか、読書会とかやっても、題材が私には全くピンと来なくて、その男の学生が読んでるものは、私の地続きにあるとは到底思えない、なんか、そういうことがいっぱい重なってって。…資本論とか読んでも、多分この世界のことを言ってるんだろうなと思うんだけど、下部構造が、上部構造が先か、逆か、そう言われても、私って下部なの、上部なの。どっちにしても私、このどこに私が存在してるのか、私のことも言ってるのか全くわからない。投影できない。

で、小説の話になって、私、あの作家の、男だろうと女だろうとあんまり構わず色々読んでたんだけど、幸田文⁷を読んだ時に、初めて女の人を書くものってこんなにわかるのかって思ったの。明らかにその世界が同じ世界に、幸田文と私は同じ世界にいるって思ったの。（読書会では）男の人たちが決めるテーマで読んでいく。読書会では、どこに私はこの世界にいるんだろう、見当たらない。繋がってるものが見出せない。でもそれは、私と世界を共有してるって思えることが珍しかったから。（括弧内筆者）

新左翼運動で行われた読書会や学習会は男子学生たちを中心に運営されており、自分が感じている問題とは重ね合わせづらかったと振り返る。さらに、運動が下火になった時期について、以下のように語った。

⁷ 『黒い裾』や『流れる』を執筆した小説家。幸田露伴の次女。自らを「台所育ち」と言い、暮らしに根ざした女性の知恵を小説に描いた。

じゃあどうやって終わらせていくかっていう話を男の人たちがするようになったの。いや、それは誠実なことなのよ。適当に放り出して髪を切って就職するっていうよりは、ずっと誠実だと思うの。自分たちが何をやってきて、でもなぜここでそれを放棄するのかっていうのをちゃんと振り返ろうとしているから、いいことなんだけど、まず、こう、やめる気なんだ、この人たちはって、すごいがっかりしたのね。

女子学生である自分たちにとっては、何の成果もないっていう感じなのよ。なんか、積み上げてきたものって言われても、学習会だって全然自分の世界じゃない感じするし。就職口が男と女でまるで違うとか、色々ある中で、私たち何の成果もないの。1歩もできてないと思ってるのに、男の人たちってこうやってやめていけるんだ、戻っていける場所があるんだって思っちゃって、すごく腹が立ったのね。で、それにこう、反旗を翻すみたいな形で、ちゃんとした理屈とかが、こう、あるわけではないんだけど、とにかくそういうのは私たち認めないからっていうことを言いたい。

学生たちが運動をおこなっていた他の大学のキャンパスでもバリケードが壊され始め、新左翼運動の勢いが衰え始めると、男子学生たちとの運動に対する認識の差が顕著になったという。男子学生たちが積み上げたものを振り返ろうとする一方で、女子学生たちは「何の成果もない」そして「まだ一歩もできていない」という感覚を持っていた。

以上のように、リブの背景となった新左翼運動では女性差別は不可視化され、女性たちは自分の直面している問題について扱うということすら困難だったことがわかる。

4.3. 自分を語るという方法論

このように性差別が不可視化されていた状況の中で、リブはどのように自分たちが直面する状況を問題化していったのだろうか。

リブが集会や大会を開催する以前には、女性には特に性被害について沈黙を強いられてきた。例えばリブの源流のひとつである新左翼運動においては、女性たちはバリケードの中の強姦について口をつぐまざるを得ないことが多かった。連合赤軍に参加していた永田洋子は、革命左派のトップだった川島豪に強姦されたものの、組織の維持のために沈黙していたという（小熊 2009: 683）。さらにリブ合宿にて性的被害の語り合いがなされた際には、進歩的とされていた男性たちから「強姦の告白をするなんて、リブよ、恥を知れ」

「告白したら自分が苦むことになるのに」という反応をされた（女たちの現在を問う会編 1996: 26）。それに対してリブの参加者は「そういう男の価値観によって性加害だけは被

害者のほうが辱められ、沈黙を強いられてきたのだ」と憤りを露わにした（女たちの現在を問う会編 1996: 26）。

このような状況のもとでリブが直面していたのは、自分たちが直面する問題を語るための言葉や論理がそもそもないということだった。リブ新宿センターのメンバーであったタケは、1971年10月に「ことばを放つものは死ね！」というビラを書いている。書き出しはこうだ。

うちらはことば（論理）を持たない。だからことばを持ってる奴らより、うんとうんと軽蔑されるし、まず相手にされない！大学のシンポジウムなりのご立派なものを用意されて話すうちらはことばの前に又絶句する。（リブ新宿センター資料保存会編 2008）

タケの綴ったビラは、当時のリブが「ことば（論理）」を持っていないことを訴えている。そして「ことば（論理）」を持っている人々や運動から、リブが軽蔑されているとも述べている。タケはビラで「ことば化」を「普遍化」と言い換えており、リブは当時自分たちの体験を語るための論理的で普遍的な言葉がなかったことが示唆される。

だからこそリブは、「個人的なこと」を含めて自分たちのことを語り合う時間を重要な運動として位置づけた。すでに述べたように、リブ合宿の自己紹介では「なぜリブ合宿に來たのか」を20時間もかけて聞き合ったほどである。他にも子育てをする母親が企画した連続講座会には若い母親を中心に50名以上が集まり、毎回熱心に自分たちのことを語り合ったという。この経験を通じて「わたしの葛藤はわたし一人のものではなく、多くの女性が感じている普遍的な問題であること、葛藤の原因は女の置かれている状況によるものだ」と理解」（女たちの現在を問う会編 1996: 12）できたという声も聞かれる。米津は筆者のインタビューにおいて、初めてリブのグループと話したときの様子を「喋ることがもう嬉しくて嬉しくて。聞いてくれる相手がいるだけでも、すごく嬉しくて」と振り返る。さらに、リブ新宿センターにはたくさんの手紙が届き、中には自分の体験や思いを吐露するものも多かったという。それについて米津は「やっぱりそれまでそういうことを、その、話せる場所がなかったっていうか、やっとそれが話せる番が回って、回ってきたんですね」と述べる。

江原はこのようなリブの実践について、今までの社会運動であればくだらないおしゃべりとして等閑視されていたような、「個別の女の痛みや経験の吐露」がリブの集会では行われたと評価する。そしてリブの語り合いを通して初めて、馬鹿にされたり無視されたりするのではないかという恐れを持たずに、自分の経験に根ざした憤りを言葉にできた女性も多かったと述べている（江原 [1985] 2021: 180）。このように、自分を語るということはリブのひとつの「方法論」（女たちの現在を問う会編 1996: 21）だったのである。

リブに参加した女性たちが、自分のことを語り合い聞き合うことによってなされた「個人的な体験の政治化」は、コンシャスネス・レイジング（意識高揚、あるいはCR）と呼ばれる。コンシャスネス・レイジングは、個人の経験を語り合うことによって参加者の意識変革を行おうとする活動である⁸。解放運動に参加するまで「女である自分自身が大嫌い」（女たちの現在を問う会編 1996: 20）だったという中野冬美は、リブに参加して「女はこうあるべき」というジェンダー規範が嫌いだったと気づき、リブは「自分で自分を抹殺し続けた性差別社会からのサヴァイヴァル、生還」（女たちの現在を問う会編 1996: 21）だったと表現している。この気づきはまさにリブのコンシャスネス・レイジングの成果だと言えるだろう。

4.4. 解釈的不正義への抵抗

リブにて行われたコンシャスネス・レイジングは、フリッカーによって提起された解釈的不正義に抵抗するための解釈資源を作り出す場でもあったと捉えられるだろう。

解釈的不正義とは、ある社会的に周縁化された人々が、集団的な解釈資源の偏りによって自分たちの経験を適切に意味づけして理解できなくなってしまうことであった。女性たちを取り巻く問題は、リブで語り合う場所を得て適切な表現に出会うまで、個人の問題として我慢せざるを得ないことが多かった。当時活発に用いられたビラでは、以下のようなさまざまな問題が語られている。例えば女性が大学を卒業しても就職先が見つけないこと、配偶者からの家庭内暴力にさらされていること、女性ならば結婚して母になることが幸せだと押しつけられること、避妊や中絶について女性だけが心配しなければならないこと、ベビーカーでは電車に乗れず美術館やデパートに入れないこと。これらは、リブにて重視された「自分を語る」という方法論を通してはじめて言語化されていった。それぞれが自分の直面している問題を言葉にし、同時に他人の言葉に耳を傾ける。そんな場所がリブの集会や大会では少しずつ実現していた。そしてその結果生じたコミュニティ内におけるコンシャスネス・レイジングは、個々人の直面する問題を言葉にして社会の問題として捉え直す一助となった。

また、ビラやパンフレットに書き起こすという過程も、コンシャスネス・レイジングの一環であった。リブにおいては、運動の方法としてビラやパンフレット、機関紙などのメディアが活発に用いられていた。個人やグループが手書きで書いたビラは、ガリ版と呼ばれる箱型の謄写版を用いて印刷され、100枚から多い時には1000枚ほど刷られた。リブ

⁸ アメリカのウーマンリブにおいては、コンシャスネス・レイジングはプログラム化されて行われていた。運動に参加しようとする人々に向けたオリエンテーション・プログラムとして取り入れられ、グループ討論を通して参加者の意識変革を目指していたのである。日本のウーマンリブの場合は意図的ではなかったが、大会や集会で互いに話を聞き合うことでコンシャスネス・レイジングを無意識に行っていたと言われる（西村 2006: 49）。

はカンパの支援を除いて完全に自費出版を徹底し、刷られたビラはデモや集会はもちろん、駅前や大学前でも手渡しで配られた。

そのうえビラは決して権威や地位のある女性が書いた啓蒙や解説ではなかった。むしろそれは市井の女性たちが、自らの異議申し立てを、可能な限り自らの言葉で率直に表現しようとする場であった。ビラという言葉や内容には、リブが自らの言葉を模索して編み出していくプロセスが深く反映されている。リブの黎明期にあたる 1970 年に書かれたビラの一部は「勃起せよ」「弾劾せよ」といった具合に新左翼運動の用語が用いられている。前述のように新左翼運動の影響を受けていたリブの女性たちは、初期はその文体や言葉を用いて自己表現を試みたのである。しかしそれは講演会⁹における米津の言葉を借りれば「サイズの合わない靴を履いている」（米津 2024）ような言葉遣いであり、自分の言いたいことを十分に表現できてはいなかったという。そのため「いろいろ試行錯誤して、いきすぎた、これでもないなって思ったり」しながらリブは自分の言葉、女の言葉を模索し、次第にその文体や内容を変化させていった。

その変化を最も克明に表しているのが、米津がトラという名義で書いたビラである。

自然を自己の疎外物として対象化する、なんて言われてもよくわからないけれど、喋ったり、形を作ったりするうちに私がその中に形作られてゆくことにゾクゾクする。……もう誰を信じてよいのかわからない日々。それに比べてアー。

たなかう
斗うことってなんてすばらしいんだろう。言いたいことやってやりたいことをす

るのなもの。もうたなかう
斗うことに大状況から位置付けするへりくつなんていない。

本来の自分が何をしがっているかということがそのまま斗いだ。（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 127）【図 2 参照】

運動に参加する楽しさを「ゾクゾク」と表現し、体言止めや「アー」というカジュアルな表現も含みながら、リブに対する思いを率直に綴っている。他にも「井戸端会議」を呼びかける作者不明のビラでは、「わたし」や「私」を主語としながら問いかけが繰り返される。

だけど、わたしおかしいんだ。〈女は結婚こそが幸せ〉というけれど、なぜ結婚しなきゃならないの。それで私の〈空白〉が埋まるというの。化粧したって〈王子様〉は現れなかったように、結婚したって私の生きてナーイが変わりはしない。（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 9）

⁹ 米津知子, 2024, 「トーク：リブ新宿センター資料保存会×チェルシー・シーダー（青山学院大学教授）」青山学院大学ジェンダー研究センター主催, 2024 年 5 月 11 日

ここでまず注目すべきは、その主張の主語である。新左翼運動のビラの多くは「我々は」という主語を用いたが、リブのビラの多くは「あたしは」「私は」という個人的な主語で語られている。ここから運動体の集団としての主張に限らず、個人的な経験や主張が重視され、それらもビラに綴られていたことがわかる。加えて、文体も変化した。新左翼運動のビラではマルクス主義の熟語が多用され、「…は…である」と断定的な「だ・である調」で書かれることが多かったのに対し、リブのビラは極めて口語的に、自らの迷いや葛藤も隠すことなく綴られた¹⁰。さらに、内容も変化した。上記のビラでは「自然を自己の疎外物として対象化する」という言葉で示されるようなマルクス主義に関する議論だけではなく、近頃の自分の経験の吐露や、悩んでいる問いの投げかけ、「母へのラブレター」など、内容も多彩に広がっていった。

リブは、自分の言葉で女性たちが直面する課題を語ることによって、女性を取り巻く問題を社会の問題として捉え直そうとした。「婦人問題」や「女性問題」という言葉に象徴されるように、60年代の女性を取り巻く問題は、あたかも女性が原因で生じる問題であるかのように認識されていた。しかし江原が指摘するように、リブは女性に問題があるのではなく、主に男性を中心に想定する社会が作り出す状況が問題だと主張した。女性の「無知」や「無能」が改善されるべきなのではなく、女性の解放こそが問題化されるべきなのである「変革されるべきは女性ではなく、男性であり社会である。追求されるべきは女性の解放」（江原 [1985] 2021: 160）だと主張したのである。

以上より、リブの集会や大会で各々の経験の共有を通して行われたコンシャスネス・レイジングは、解釈的不正義への対抗策として機能したと言える。フリッカーも解釈的不正義という概念を提起するにあたって、女性解放運動におけるコンシャスネス・レイジングを参照していた（Fricker 2007=2023: 190）。孤立させられた個人のままでは覆い隠されてしまう経験を、かろうじて語り出された経験を共有するコンシャスネス・レイジングのプロセスを通して、社会の問題として解釈することができたのである。リブの女性たちはこのように自らの言葉を探しながら、女性たちが直面する問題をビラに書きつけていった。その過程の中で、今まで解釈的不正義によって覆い隠されてしまっていた経験が語られ始めたといえるだろう。

4.5. 小括

¹⁰ フレンチ・フェミニズムと呼ばれるイリガライやシクスーによる「女性的エクリチュール」は、「…は…である」と断定する男根ロゴス中心主義的なエクリチュールの解体を志向する。リブの「おんなの言葉」と呼ばれた文体は「女性的エクリチュール」として捉え直すこともできるだろう。この点については今後改めて検討したい。

ここまでで確認してきたように、リブは性差別が不可視化された状況下で自らの問題を適切に説明する言葉がないという状況にあった。リブ以前に多くの女性たちが参加していた新左翼運動の中では女性たちは「補助役」とされ、人間解放の名の下で性差別は副次的な問題とされて覆い隠されていた。これはフリッカーの枠組みを用いれば、解釈的不正義だと言える。この解釈的不正義に直面した状況の中で、自分たちを取り巻く問題を知るために、リブの集会や大会はそれぞれが思い思いに経験を語る場となった。リブの集会や大会はコンシャスネス・レイジングの場として機能しており、これまで言葉にされてこなかった個人の経験が語られ、社会の問題として捉え直されていった。これは解釈資源の偏りによって生じていた解釈的不正義への対抗策だったと言える。同時に、解釈的不正義に抵抗するためにはこれまで問題提起が行われてきた言葉では不十分であったため、リブの女性たちは「おんな」の言葉を模索した。

性差別が蔓延した社会において、女性たちが直面する問題を可視化するためには、「おんな」という枠組みが必要だった。「おんな」を掲げることによって、リブはそれぞれが直面していた問題に少しずつ共通点を見つけ、それによって女性を取り巻く問題を社会の問題として捉え直そうとしていったのである。そして解釈的不正義という認識的不正義に直面した状況で声をあげるために、リブは切実にその必要があったために「おんな」の運動として立ち上がったのである。

次章以降では、リブが「おんな」の運動として声をあげた後に直面した困難を二点あげ、分析を行う。

5. 「おんな」の運動の第一の困難 証言的不正義への直面

「おんな」の運動として声をあげたリブは、「全ブス連」「モテない女のヒステリー」などと形容されるなど新聞や週刊誌の嘲笑の対象となった。本章では、当時のリブが直面していた「からかい」という状況を「おんな」の運動の第一の困難として位置づけ、「証言的不正義」概念を用いて分析を行う。

5.1. 証言的不正義とは何か

第4章第1節で述べたように、フリッカーは人々が知識の主体として持つ能力にかんして被る不正義を認識的不正義として提示した。そして認識的不正義は解釈的不正義と証言的不正義に分類されると述べた。本章では後者の証言的不正義を理論枠組みとして扱う。

証言的不正義とは、アイデンティティに対する偏見のせいで生じる話し手への信用性の不足のことである。つまり聞き手が話し手に対して持つアイデンティティに対する偏見のせいで、その話し手が不足した信用性しか受け取らなくなることが証言的不正義である。フリッカーは例として、映画『リドリー』のあるシーンを挙げる。息子の失踪を受け、父親のグリーンリーフは息子の婚約者と友人に聞き取りを行う。父親は、実際には婚約者の女性が失踪に関する決定的な証拠を有しているにもかかわらず、彼女の話を見聞かずに「何もわかっていない」と一蹴してしまう。それだけでなく彼女を「女の勘とは別に、事実というものが存在するのだよ」と諭す。この父が婚約者を沈黙させるシーンこそが、証言的不正義の例である。婚約者は女性であり、父親が女性に対して「感情的」という偏見を持っているため、婚約者の根拠ある発言は相手にされない。つまりジェンダーアイデンティティに対する偏見によって、話し手の発言の信頼性が不当に貶められているのである。

5.2. 新聞や週刊誌による「からかい」

「おんな」の運動として声をあげたリブは、同時代のメディアにどのように受け止められていたのだろうか。「リブほど反感を持って受け入れられた運動はない」（江原[1985] 2021: 166）と江原はいう。

リブを取り上げるメディアの姿勢は主に「からかい」「嘲笑」であった。1970年10月22日の朝日新聞は、リブの旗揚げ日として記録された10月21日のデモを「やりますわよ“おんな解放” ウーマン・リブ銀座に 機動隊もタジタジ」と報じた。また写真のキャプションには「思いもよらぬ激しいウーマン・パワーに、機動隊員もびっくり」と書かれた。斉藤正美はこの報道を分析し、大規模な政治活動だったにもかかわらず女性運動の求める政治課題や主張は削除されたこと、また「ウーマンパワー」や「やりますわよ」とい

う口調によって運動の主張が矮小化かつ脱政治化されたことを問題として指摘している（斉藤 1998）。

その後もリブは「全ブス連」「モテない女のヒステリー」といった形容をされ、嘲笑され続けた。とりわけ週刊誌は、リブをセンセーショナルに取り上げた。『週刊サンケイ』は、リブ大会の記事に「大会に馳せ参じた猛女たちの『かわいい部分』」という見出しを（『週刊サンケイ』1974.5.19）、同年9月7日号の『週刊大衆』はリブ合宿の記事に「北海道四日間『やっぱり男がいい』ウーマン・リブ合宿」という見出しをつけた（『週刊大衆』1974.9.7）。またリブ中期に展開された優生保護法改悪阻止運動も、新聞の嘲笑の対象となった。厚生労働省の官僚に話し合いを求めたが応じてもらえなかった女性たちが座り込みを行ったが「手足をつかまれ、髪をひっぱられ」（女たちの現在を問う会編 1996: 264）、強制排除されてしまった。にもかかわらず、その様子は、朝日新聞にて「リブさん失礼」とつけられた見出しからわかるように、半ば嘲笑をもって報じられた（『朝日新聞』1973.5.16 朝刊）。さらに当時はテレビが普及しつつある時期だったが、テレビはリブのことをほぼ報じなかったという。その理由について秋山洋子は「リブはニュースに値しないと思ったのだろう」（秋山 1993: 9-10）と推測している。

リブによる、性別役割分業や既存の「女らしさ」への批判、優生保護法の改悪反対を訴える主張などは、発言者の女性がブスだから文句を言っている、モテないから僻んでいるといった歪んだ捉え方をされた。女性たちの怒りは新聞や週刊誌の記者の持つ偏見によって「ヒステリック」なものとして捉えられた。リブの女性たちは、仲間内だけではなく見知らぬ女性たちとも手を取りたいと思っていたものの、リブ合宿を揶揄する新聞や週刊誌の報道によって「ちゃんと伝わらないってということがくやしい」（女たちの現在を問う会編 1996: 288）と振り返っている¹¹。

江原はリブ論の中でも最も著名といっても過言ではない「からかいの政治学」において、リブに対するマスコミの嘲笑について検討している。リブに対するマスコミの揶揄を江原は「からかい」と呼び、後世のリブに対する否定的なイメージに影響を及ぼす強い政治的効果を持つと分析した（江原 [1985]2021: 238）。社会的相互行為である「からかい」は遊びの文脈に位置付けられ、その言葉は言葉通り「真面目」に受け止められてはならないゲームとして成立する。さらにからかわれる側とからかう側に社会的強者と社会的弱者の構図がある場合、からかいによって他者を「真面目に相手するに足らぬ者」と規定

¹¹ ただし新聞によるリブの取り上げ方がすべて嘲笑だったわけではない。特に黎明期には新聞記事がきっかけでリブを知り、新聞記者に問い合わせてリブのグループに連絡を取り、運動に加わり始めたという女性たちも少なくなかった。1970年に大学を卒業し、後にリブ新宿センターに住み込んで活動した若林苗子は、10月21日の国際反戦デーに実施した女性だけのデモ行進の様子を新聞で知ったことがきっかけで運動に加わったという（女たちの現在を問う会編 1996: 209）。写真に映っていた「おかあさん、結婚って幸せ？」というプラカードの内容に共感し、新聞社に電話をして「ぐるーぶ闘うおんな」の連絡先を聞いて、それから集会やリブ新宿センターに出入りするようになった。このように新聞の報道の一部は全国の女性たちにリブの存在を知らせる役割も果たしていた。

できてしまう。「からかい」はあくまで遊びのため、真剣に対応するのは「おとなげない」ことだとされるのだ。よって「からかい」は、攻撃性を覆い隠す隠れ蓑として利用され、さらに相手を取るに足らないものとして規定できるのである。

さらに江原による「からかいの政治学」では、「からかい」に対して抗議することの困難さも指摘されている。新聞や週刊誌といった発信力を持つ社会的強者による「からかい」に、リブが抗議することは非常に難しかった。抗議が抗議として成立しづらいのである。なぜなら遊びである「からかい」に抗議をしても、「おとなげない」行為として失笑されるか、白ける行為や言葉とされるか、「理不尽な」行為として批判を受けるかのいずれかだからである（江原 [1985]2021: 253）。「からかい」への抗議もまた「からかい」の対象となり、いくら反論しても揶揄されるという構図に巻き取られてしまう。江原はこの状況を「あたかもぬかるみの中に足をとられてあがくごとく」（江原 [1985]2021: 255）と表現する。リブも「からかい」に応答を行っても、その応答はもはや応答ではなく、さらなる揶揄の対象でしかないという状況に陥っていた。まさに「からかい」の呪縛である。

女性の権利を主張したリブに対して、新聞や週刊誌はリブの女性たちを性的な対象としてまなざし、リブの主張をブスでモテない女たちのヒステリーとして受け取った。江原はこのような「からかい」によって、リブはいくつかの大きなダメージを受けたと指摘する。まずリブは「真面目」に扱うに値しないものとして蔑まれ、その言葉の説得力が弱められてしまった。さらに女性の権利を主張する女性は、性的に扱われて当然だという印象を与えてしまった。「聖なるイメージ」を持つ「母」や「主婦」に該当しない女性は、性的からかいの対象とされて当然とされてしまったのである。

5.3. 証言的不正義としての「からかい」

江原の指摘した「からかいの構造」は、フリッカーのいう証言的不正義について具体的事例に基づいて分析した先駆的研究と言える。江原は「からかい」が強い政治的効果を持つのは、一方が他方よりもあきらかに優位であったり、他方を保護する役割を担ったりする場合だとする。つまり、からかう側とからかわれる側が社会的強者-劣者関係にある場合である。当時リブが受けた新聞や週刊誌からの揶揄は、男性記者という社会的強者から女性という社会的劣者に向けられたものと捉えられる。江原は 1960 年代アメリカの女性解放運動への反応を分析したフリーマンを参照し、新聞や週刊誌による揶揄は女性への蔑視に基づいていると述べる。フリーマンは、アメリカでベトナム反戦運動を展開していたイッピー（Yippie）の政治的主張の読み取りには熱心であった記者たちが、女性解放運動については冷やかしの不信で対応したと主張する。日本の場合も、同時期に起こっていた新左翼運動においては男性の活動家が性的対象として見られたり、ヒステリーと捉えられたりすることはなかったことからこの点は明らかである。

このような江原の指摘に加え、女性蔑視に起因する新聞や週刊誌の揶揄は、フリッカーの指摘する証言的不正義でもあると捉えられる。証言的不正義とは、アイデンティティに対する偏見のせいで生じる、話し手への信用性の不足のことであった。リブの事例に当てはめるなら、話し手をリブの女性たち、聞き手を男性記者と設定できる。そして話し手の女性たちに対する男性記者の偏見によって、女性たちの発言は信用に足らないものとして扱われ、「からかい」の対象となったのである。女性というアイデンティティに不当に結び付けられた「ヒステリック」や「非合理的」といった偏見によって、知識主体として見なされずに発言が無効化されていた。よって、リブの受けた「からかい」は証言的不正義だということができる。

それにとどまらず、リブは「からかい」の構造によって二重の証言的不正義に直面していた。まずリブが新聞や週刊誌によって揶揄され、その声が聞き届けられなかったという点で第一の証言的不正義が発生している。その上で、女性たちの新聞や週刊誌に対する抗議は、「からかい」の呪縛によって、さらなる「からかい」の対象となってしまった。

「からかい」に対する抗議においても女性たちの「ヒステリー」や「僻み」といった解釈をされ、発言の信頼性が貶められているという点において、第二の証言的不正義が折り重なった。

以上より、リブは「おんな」の運動として声をあげた途端に、女性というアイデンティティに対する偏見に基づいた「からかい」を受けた。そして「からかい」は認識的不正義のひとつである証言的不正義として捉え直すことができ、リブは「おんな」の運動として声をあげたことで、二重の証言的不正義に直面してしまったと言える。

ただしリブの女性たちの声が十分に聞き届けられなかった要因を彼女たちの発言方法に記すことはできない。「からかい」を受けた状況を証言的不正義だと捉えられれば、発言をしている彼女たちの声を挫折させたのは、話し手への偏見を持つ聞き手であり、ひいてはそのような偏見を生み出した社会側の問題だと捉えられる。認識的不正義の源流にあたる認識的暴力を論ずるガヤトリ・スピヴァクによっても「発言の不均衡を作りだしているのは、語り手ではなく、聞き手の方である」（竹村 [2002]=2021:307-8）と示されている。よって証言的不正義の検討にあたっては、語り手に語る力があるかどうかではなく聞き手側の持つ偏見に目をむける必要があり、私たちはむしろ声が適切に受け取られない状況を生み出す社会を問うべきなのである。

5.4. 証言的不正義の再検討

リブの事例を通して、認識的不正義はフリッカーが想定するよりもさらに広範な政治的効果を持つことが指摘できる。「からかい」に基づいた新聞や週刊誌の報道は、その読者にウーマンリブは「取るに足らないもの」だという印象を抱かせた。江原は、新聞や週刊誌の報道によってウーマンリブは「過度な男女平等化」を要求した運動だというイメージ

が流布されたと指摘する（江原[1985] 2021: 219-20）。報道によって形成されたウーマンリブの誤ったイメージは、後世におけるウーマンリブやフェミニズム運動全体の否定的評価に影響してしまっているのである。

この点はフリッカーによる証言的不正義の提起では論じられていないものの、証言的不正義がフリッカーの想定よりもより広範な影響を持つことを示唆する。改めて振り返れば、フリッカーは証言的不正義をアイデンティティに対する偏見のせいで生じる、話し手への信用性の不足と定義した。証言的不正義による影響についてはフリッカーは、一次的害と二次的害に分類して論じている。一次的な害とは、知識の主体としての能力に関する他者からの侮辱を指し、二次的な害とは、それに付随して生じる実践的・認識的な不利益を意味する。これらの害は、証言的不正義の被害者の人生に対して広範な不利益をもたらすとフリッカーは述べる。フリッカーによれば、最も深刻な影響は偏見の自己成就的な性質にある。つまり、不正義を被る主体が、偏見の示すような人間として社会的に構築され、実際にそのような偏見的偏見に合致する存在として自分で自分を形作っていくのである。ここまでが、フリッカーによって指摘されている証言的不正義の影響である。

しかし日本のリブの事例が示唆するのは、証言的不正義は被害者の人生への影響にとどまらず、証言的不正義の要因となる偏見をさらに強化するということである。証言的不正義が発生したコミュニケーションを周囲の人々が耳にすれば、周囲の人々も話し手の主張は「取るに足らない」と認識しうる。証言的不正義は、狭義の聞き手だけではなくそのコミュニケーションを耳にした人々に対しても波及的な効果を持つ。それは新聞や週刊誌など大規模な発信力を持つ媒体で繰り返し行われれば、話し手となる集団への歪んだイメージを社会的に形成する。リブの場合は、声をあげる女性に対してヒステリックだという偏見を形成した。つまり証言的不正義には再帰性があり、偏見を再生産する。証言的不正義は偏見を再生産し、さらなる証言的不正義を生み出しうるのである。

5.5. 小括

リブは「おんな」の運動として声をあげるたが、「おんな」の運動として立ち上がったが故の困難にも直面した。その一つは、リブは新聞や週刊誌による嘲笑であり、江原はそれを「からかい」として指摘した。「からかい」は女性に対して不当に結び付けられた「ヒステリック」や「感情的」といった偏見によって生じた証言的不正義である。さらに「からかい」への反論もまた「からかい」の餌食になるという点で二重の証言的不正義に直面していたことが明らかとなった。

さらに、リブの事例を通して証言的不正義はフリッカーの想定よりも広範な影響を及ぼしうることを示唆された。偏見によって生まれるだけでなく、偏見を再生産するという再帰性があると指摘した。

なお、リブの女性たちの声が十分に聞き届けられなかった要因を彼女たちの発話方法に記すことはできず、むしろ声が適切に受け取られない状況を生み出す社会を問うべきである。

最後に、本章ではリブに向けられた「からかい」について検討したが、リブの女性たちの声が届いた層と届かなかった層に明確に二分できるわけではないだろう。その時すぐにはリブの女性たちの声が聞こえてきたり、応答したりしなかったとしても、その声はこだまのように響いて後世に影響を及ぼす。実際にリブセンターが閉じた 1977 年以降も各地域で活動は継続し、また 1975 年以降は「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」の活動が盛んになっていった。リブの参加者たちが運動の第一線から一時退いたとしても、彼女たちの声は後世もう一度耳を傾けられる可能性がある。

6. リブと優生保護法改悪阻止運動

ここまでリブの直面した第一の困難について検討してきたが、本章からは第二の困難として優生保護法改悪阻止運動を取り上げる。優生保護法改悪阻止運動は、「おんな」の運動であったリブにとって、ある意味での「他者」と出会った運動である。リブはさまざまな「他者」との関わりがあったが、なぜここでとりわけ優生保護法改悪阻止運動を取り上げるのかというと、これがリブが「他者」からの批判を受けて自らの運動のあり方を再考する必要に迫られた運動だったからである。

6.1. 優生思想と優生保護法の歴史

優生保護法改悪阻止運動について論じる前に、まず優生思想と優生保護法の歴史を簡単に振り返る。本題から少々離れるものの、優生保護法の成立背景を理解する上で、優生思想が多様な差別と結びついてきたこと、そして女性運動も優生思想と無縁ではなかったことを押さえておく必要があるためである。

優生思想¹²とは、遺伝的に優秀な子孫を残すことで国家や民族の繁栄を目指すという考え方を指す。日本では、優生思想が文明開化の思想の一環として取り入れられた。19世紀後半、欧米からの圧力により開国を迫られたばかりの日本は、欧米列強による支配への恐怖感が現実味を帯びており、自国を「優秀な」民族として位置付ける必要性を痛感していた。その必要性に煽られた優生思想の矛先は、先住民族であるアイヌや被差別部落、朝鮮民族、娼妓へと向かい、それらに対する差別を正当化してきた。以下、藤野豊による『戦後民主主義が生んだ優生思想——優生保護法の史的検証』を主に参照しながら優生保護法の経緯を辿ってゆく。

藤野によれば、1910年代には日本でも研究者や医者、社会運動家などによって優生思想が実践に移され始めた¹³。実際に1915年には、東京の全生病院というハンセン病療養所に

¹² 優生思想は19世紀半ばのイギリスで、進化論で知られるチャールズ・ダーウィンの従兄弟であるフランシス・ゴルトンにより提唱された。ゴルトンは、環境に適応した種が進化し、適応できない種が淘汰されるというダーウィニズムの理論を人間社会に適用し、その主張をラテン語で「善く生まれる」を意味する“eugenics”と名付けた（永井 1916）。この考え方は、ヨーロッパの白人の植民地支配を正当化する思想ともなった。

¹³ 1914年に勃発した第一次世界大戦の影響で、欧米では健康な若者が戦場で命を落とし、一方で病気や障害を持つ若者は兵役を免れて生き延びると予想された。このため、一部の人は、大戦後には欧米諸国の民族的な「質」が低下すると考え、日本がこの好機を活かして優生政策を推進すれば、国力で欧米に肩を並べることができると考えたのである。こうした優生思想を広めた中心人物は、労働運動や農民運動にも携わっていた賀川豊彦だった。賀川は、知的障害者や精神障害者、犯罪者、さらには被差別部落の住民を「悪質者」と位置づけ、「日本人の退化種」とまで非難した。そして、「悪質者」を一掃し、貧困問題

て、なんの法的根拠もないままに男性のハンセン病患者への不妊手術が行われた（藤野 2021）。

1922 年にはアメリカの産児調節運動家マーガレット・サンガーが来日し、日本でも産児調節運動が行われた。サンガーは女性を望まない妊娠のリスクから解放することを目指し、避妊法の普及と産児調節運動を展開した。しかし、この運動は女性の健康維持や権利向上を目的としてだけでなく、「劣等な子どもを産まない」という優生思想に基づく側面も含まれていた。これは、女性の権利のために尽力した活動家が優生思想と無縁ではなく、むしろその一端を担っていたことが浮き彫りとなる重要な事例である。日本で産児調節運動に参加した加藤シヅエと太田典礼は、その後、戦後の優生保護法の立案において重要な役割を果たすことになる。1930 年代には優生政策が加速した。1931 年の満州事変以降、太平洋戦争に突入した日本は、ドイツのナチス政権¹⁴の影響を受けて優生思想を反映した政策を強化していった。厚生省により「健康報国」というスローガンが掲げられ、国民の体力管理政策が行われた。1940 年には国民優生法が成立し、遺伝性とみなされた障害者や病者の不妊手術が実行された。体力管理と優生思想は表裏一体であり、健康な国民には体力強化と多産が求められ、特定の障害者や病者からは生殖の自由が奪われた（藤野 2021）。

敗戦後の 1947 年 12 月、太田典礼、加藤シヅエ、福田昌子ら日本社会党の議員によって優生保護法案が国会に提出され、翌 1948 年 7 月に成立した。法案の第一条には「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」と明記されており、母体保護と「不良な子孫」の出生防止を目的に掲げた内容から、優生思想の影響が色濃く反映されていることがわかる。

1949 年に優生保護法は早くも改正され、第 5 回国会において人工妊娠中絶の根拠に経済的理由が新たに加えられた。この改正により、刑法の堕胎罪で禁止されていた人工妊娠中絶が、経済的困窮という条件下で合法化された。しかし、この背景には戦後の経済混乱に伴う人口抑制の必要性があった。3 年後の 1952 年の改正では、中絶のためにそれまで必要だった事前審査が廃止され、また強制不妊手術の対象が遺伝性ではない精神障害や知的障害を持つ人々にまで拡大された。このように優生保護法は相次ぐ 2 度の改定により中絶をめぐる条件は大幅に緩和されて、堕胎罪は依然としてあったものの、実質的には中絶は自由化されたも同然の状態だった（荻野 2014）。

を解決する方法として「人種改良」を掲げた。その具体的な内容は、「悪質者」とされた人々の生殖能力を不妊手術によって奪うことであった（藤野 2021）。

¹⁴ ドイツでは、アドルフ・ヒトラーを筆頭とするナチス政権が誕生し、優生思想を国家の長期的な戦争政策の重要な策へと位置付けた。遺伝性疾患子孫防止法を交付し、遺伝性とされた障害者や病者への強制不妊手術が開始された（藤野 2021）。

6.2. 優生保護法改正案の提出

1972 年 5 月には、第 68 回国会に優生保護法の一部改正案が提出された¹⁵。この改正案への反対運動が、本章の主眼となる。

提出された改正案では、人工妊娠中絶の許可条件に関して三つの変更が提案された。第一の変更点は、中絶を認める条文の一つである「身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある場合」（第 14 条 4 項）から「経済的理由」を削除することである。この点について、当時の厚生大臣であった斎藤昇は、高度経済成長を遂げた日本社会における「国民の生活水準の向上」を根拠として挙げた。「経済的理由」の拡大解釈が槍玉にあげられ、終戦直後よりも豊かになった状況では安易な中絶の口実となり「墮胎天国」という国際的な汚名の原因となっているというのが中絶規制の強化を求める運動の声だった（松原 2000）。

第二の変更点は、胎児が重度の精神的または身体的障害を有する可能性がある場合にも中絶を認める「胎児条項」を新たに導入することである。この変更は、当時「羊水チェック」と呼ばれた技術が開発され、胎児が出産後に重度の障害を持つ可能性を事前に判別できるようになったことを踏まえている。また、水俣病や森永ヒ素ミルク事件など、公害の影響によって障害児が生まれる事例が相次いでいたことも、この条項が設けられる背景となっていた（水戸 1972）。

第三の変更点は、初回分娩を「適正年齢」で行うよう指導を行う業務を、優生保護相談所の役割に追加することである。高年齢での初産が問題視される中、若い女性に早期の出産を奨励する方針が示された。

まとめると、この改正案は、妊娠中絶の条件を厳格に規制し健康な胎児の出産を積極的に推奨する一方、障害児になる可能性がある胎児については中絶を認める方針を掲げていた。これは戦後日本社会の変化を反映しているだけでなく、胎児の段階で生命を選別し、健康な子どもの出生を促進しようとする優生思想が色濃く反映された内容であったといえる。このような改正案に対して、リブや障害者運動は反対し、優生保護法改悪阻止運動¹⁶を展開していく。

優生保護法の一部改正案は、第 70 回臨時国会で審議未了のため一度廃案となったが、1973 年 5 月に開かれた第 71 回特別国会に再上程された。再上程後も 1 年以上議論が続

¹⁵ 改正案提出には、中絶に反対する生長の家という宗教団体が深く関わっていた。生長の家は 1930 年に谷口雅春によって創設された宗教団体であり、「人間は神の子である」という教義を持つ。谷口は避妊や墮胎は性道徳を荒廃させて家族制度を危うくするため、優生保護法を改定し中絶を禁止しなければならないという持論を持っていた（荻野 2014）。生長の家は政治連合を組織し、1968 年の国政選挙で自民党議員を選挙で支援するなど、優生保護法改正に向けて準備を行っていた。

¹⁶ 本稿では優生保護法改正案に関して、法案そのものについて述べるときには「改正」と記載し、それへの阻止運動について述べるときは運動において用いられた言葉の通り「改悪」と記載する。

き、1974年5月第72回国会で「胎児条項」を削除して衆議院で採択されるも、その後参議院で審議未了となり廃案となった。

6.3. リブによる優生保護法改悪阻止運動の展開

リブの旗揚げを準備しているきわめて早い時期から、優生保護法改正案の提出が噂されていると聞きつけた女性たちは、中絶をめぐる問題に対する主張を行っていた。リブの旗揚げ直前である1970年8月には、田中美津らが活動する「ぐるーぷ・闘うおんな」の前身である旧女性解放連絡会議の名義で「入管法と中絶禁止法とわれらがエロスの行方」というビラが書かれている。そこでは「子供に対する選択の自由（子供を持つ時期を選ぶ権利、母親となる権利を選ぶ権利）は、女のもので墮胎を社会的に認めさせる権利は我々以外の誰のものでもない」（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 49）と述べられている。この段階では、子どもに対する選択は女性が行うべきだと強く主張されている。

1972年に経済的理由による中絶を禁止しようとする優生保護法改正案が提出されると、リブはそれを「中絶禁止法」への改悪と捉え、グループごとに反対運動を行った。当初は経済的理由による中絶禁止、つまり経済条項の削除が主な批判点とし「産むも産まぬも女が決める」というスローガンを掲げていた。中絶の責任が女性だけに押し付けられ、出産に対する国家の介入によって中絶の選択肢が狭められることに危機感を抱いた女性たちは、この法案に対するさまざまな批判を展開した。例えば、ある学生は「子どもへの責任は社会にもあるべきなのに、全く個人に押し付けられてしまう今の現実。…墮胎という“罪”のすべてを女性に転嫁してくる権力の理不尽な締めつけを絶対に許さない。中絶禁止法立法を断固阻止するぞ！」（松原編 2019: 198）とビラに書きつけた。このビラは、中絶を罪と見なし、その責任を一方的に女性に背負わせる構造を強く非難している。また、戦時中に国のための多産を奨励する政策が行われた記憶を呼び起こすような批判も見られる。婦人民主クラブ福岡支部のビラには、「優生保護法改悪に反対しよう！——“お国のために生めよふやせよ”はもうごめん——」（松原編 2019: 218）というタイトルが付けられている。これらの批判は、国家による女性の生殖に対する介入を強く非難している。

1972年10月1日に刊行された、リブ新宿センターの機関紙であるリブニュース『この道ひとすじ』でも優生保護法を中絶禁止法と呼び、それへの批判が展開されている。一面には「中絶禁止法の闘いに向けて」という大見出し、「『中絶は殺人だ』？」という小見出しがつけられている。本文では「目の前で誰かに中絶は殺人じゃないかといわれて間髪を容れずに問い返せる人が何人いるだろうか」（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 1）という逆説的な問いが打ち出され、「女は産むもの」という神話が女性を抑圧し中絶に対する罪悪感や矛盾を生じさせていることを指摘し、中絶を悪とする考え方に抵抗していることがわかる。刊行直後の10月15日には「中絶禁止法に反対する女だけの東京集会」が開かれ、「産むも産まぬも女が決めるゾ！」というスローガンで集会が行われた。

1973 年の第 71 回特別国会に優生保護法改正案が再上程を受けて改悪阻止運動はより一層の盛り上がりを見せた。1973 年 3 月 14 日にリブ新宿センターの呼びかけにより、29 団体が参加する優生保護法改悪阻止実行委員会が結成された（溝口ほか編 1994: 171）。同月 21 日には主要駅でビラ撒きを行い、26 日には東京都中央区の坂本町公園にて「優生保護法改悪阻止する東京集会デモ」が開かれた。300 人余りが集い「結婚適齢期のおしつけ粉碎！」や「育児避妊を女だけに押し付けるな！」などのプラカードや横断幕を掲げた。またこの日に、リブ関連団体が主催する集会においては初めて、障害者運動の団体である「青い芝の会」がアピールを行っていた（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 153）。

6.4. 障害者団体「青い芝の会」による批判

リブによる優生保護法改悪阻止運動の転機は 3 月 29 日に訪れた。「優生保護法改悪阻止第一回東京集会」が千駄ヶ谷区民会館大ホールで開かれた。保育室も設置され、子どもたちが会場を飛び回るなか開催されたという。参加者や婦人議員から「この悪法は絶対に反対して斗おう」というアピールが行われた。そして集会の最後に、「青い芝の会」から「障害者を墮すのは女のエゴ。我々は健全者と安易に連帯しない」という発言があった。この「青い芝の会」による批判が、リブに大きな影響を与え運動の方向性を変化させる契機となった。

「青い芝の会」とは、脳性マヒ（CP）者による運動団体である。元々は日本初の公立肢体不自由児学校である東京市立光明学校の同窓会だったが、1969 年神奈川連合会結成をきっかけに、県立病院での出生前診断への反対や、養護学校義務化への反対、川崎バス闘争などの運動を展開した（荒井 2019）。

「青い芝の会」は、国家権力こそが障害者を「本来あってはならない存在」として規定し、それは障害者の最も身近な他者である親、特に母親を通して顕在化すると考えていた（荒井 2011）。その主張は、母親による障害児殺害事件に対する世間の同情に鋭い批判を展開した事例に顕著に見られる。1970 年、神奈川県で脳性麻痺の子どもが殺害される事件が発生した。3 人の子ども——そのうち 2 人に障害があった——を 1 人で育てていた母親が、育児に疲弊し、子どもを絞め殺してしまったのである。母親の夫は単身赴任中で週末にしか帰宅せず、障害児施設に預けようとしたものの、定員超過で断られたため、母親は日々の介護に追われていた。こうした事情を受け、町内会の住民たちは母親の減刑を求める署名活動を開始した。また、神奈川県心身障害者父母の会連盟の代表は「生存権を社会から否定されている障害児を殺すのは、やむを得ざる行為」（松原 2000）として、減刑嘆願書を市長に提出した。実際、このような近親者による障害児殺害や無理心中は少なくなく、世間はしばしば加害者である親に同情的な態度を示していた。付言すれば、リブもこの問題を活発に取り上げていた。子殺しの母親を「異常」や「残酷」と責め立て、子

殺しを母親個人の責任に帰すことに対する批判をリブは展開していた（リブ新宿センター資料保存会編 2008: 190）。

しかし「青い芝の会」は、子どもが障害を持っていたために母の罪はない、あるいは軽いと考えるのは、障害者の命を軽んじていると主張した。そこに、障害者（児）の存在を認めようとししない価値観が見られると指摘し、障害者が産れることを「悪」とする「親」のエゴイズムを批判した（松原編 2019: 248）。彼らは障害児を「不幸な子ども」への同情という美名のもとに排除する「健全者のエゴ」を「内なる優生思想」と呼んで批判した。

このような運動を展開していた「青い芝の会」は、当然優生保護法改正案の主に胎児条項にも反対した。「青い芝」神奈川県連合会会長の小山正義は、「『障害者』は殺されるのが当然か！！——優生保護法改正案に反対する」というビラで、優生保護法は「私たち身体障害者（児）を母親の体内から抹殺してしまうことを目的とした」法案だと説明し、その「『不良な子孫の出生を防止する』という美名に幻惑され」てはならないと述べた（松原編 2019: 248）。1973 年 4 月 22 日には優生保護法改悪反対集会在川崎産業文化会館で開かれた。「青い芝の会」の母体となった文芸同好会である「しのめの会」¹⁷を代表してアピールを行った横田弘は、「今後の優生保護法改悪案は、法律の上から障害者の存在を否定し、精神的だけではなく肉体的に社会から抹殺して行く方向を明確に打ち出したもの」と批判した（松原編 2019: 224）。

優生保護法改悪阻止運動において、「青い芝の会」はリブに対しても批判の矛先を向けた。リブの女性たちが掲げた「産むも産まぬも女が決める」というスローガンが障害児にも適用された場合、「青い芝の会」にとってそれは、障害児を殺してきた母親たちの行為と重なるものだったからである。

6.5. 「産むか産まぬかは女が決める」から「産める社会を、産みたい社会を」へ

「青い芝の会」の「障害者を堕ろすのは女のエゴではないか」との問いかけを重く受け止めたリブは、「中絶は女の権利か？」とこれまでの運動のとらえ返しを行った（女たちの現在を問う会編 1986: 264）。批判を受けたリブの優生保護法改悪阻止実行委員会は、1973 年 5 月 20 日に 5 時間にわたる討論会を企画した。

討論会後の 1973 年 6 月 10 日のリブニュース『この道ひとすじ』第 3 号には、「産めな
い、産みたくない社会を背景にしての中絶とは、子殺しの別称に他ならない」と中絶が子
殺しの側面を持つと述べられた。これは 1972 年 10 月のリブニュース『この道ひとすじ』

¹⁷ 「しのめの会」は公立肢体不自由児学校であった「東京市立公明高校」の卒業生によって 1947 年に結成された。俳人で運動家の花田春兆が主催した。かれらは文学を自己表現の手段とし、日本の障害者運動のなかでも中心的な役割を果たした（荒井 2011）。

において、中絶は殺人だという言説を逆説的に問いかけていた主張とは対照的である。さらに中絶を行う女性側の痛みや葛藤を取り上げ「子殺しさせられる痛みを感知せずに、こんな社会だから墮ろして当然とばかりに、墮胎の回数を増やしていけば、ジャマ者、弱い者切り捨ての生産性の論理＝子供の命より車の生産量を重視するこの世の腐臭をば、我が身に移してしまうに必然なのだ」と書かれている。このようにしてリブは、中絶という名のある意味での子殺しは女性にとっても痛みを伴うものであり、中絶をせざるを得ない社会を問うことが必要なのだという方向に主張の重点を変化させていった¹⁸。6月30日に開催されたテーマ別討論集会では「優生保護法改悪と『障害者』の自立と解放」というテーマが設定され、リブ内部においても障害者を取り巻く状況について議論が活性化していたことが窺える（松原編 2019:133）。

また、中絶を「権利」として主張することへの躊躇いも見られ始めた。田中美津は「敢えて提起する 中絶は既得の権利か？」というビラを書き、1973年6月に出版されたリブニュース『この道ひとすじ』にも「中絶は自由である、権利である、などとたやすくはとも言えない。…安易に権利呼ばわりできまいゾ」（リブ新宿センター資料保存会編 2008）と書かれた。

さらに1973年7月10日のリブニュース『この道ひとすじ』には「墮胎の権利と『障害者』の解放は敵対しない」という見出しがつけられている。そこでは「産み育てる権利（＝墮胎の権利）の獲得とは、たとえ子どもが「障害児」であっても、産みたいければ産める社会的条件の獲得を根底にしたものでなければならないということだ。つまり、女が産む／産まぬの選択を真に主体化していくための権利の獲得は、本来、「障害者」解放と敵対するものでは決してない」（リブ新宿センター資料保存会編 2008）と説明された。女性と障害者は権力によって対立させられているのであるから、そのような権力に対して共に闘わなければならないという共闘パラダイムが成立した（森岡 2001: 309）。

このようにしてリブはその主張を変化させ、結果的にスローガンを「産むも産まぬも女が決める」から「産める社会を、産みたい社会を」に変更した¹⁹。このスローガン変更に

¹⁸ ただし、リブと呼ばれる時期に活動していたすべての女性解放運動の団体が、障害者運動の批判を受け止めて主張を変化させたわけではなかった。最も著名な例は「中絶禁止法に反対しピル解禁を要求する女性解放連合」（通称中ピ連）である。中ピ連は「女の視点から闘い抜け！優生保護法（＝中禁法）改悪を許すな！」という大見出しをつけたビラを撒いた。ビラの中では「中絶は女の権利」は障害者差別ではない！」「今の社会で、女に対し“障害者でも生め”ということはいったいどの様な事態を意味するのか！それはまさに生んだ女に対する死の宣告であろう」（松原編 2019: 270）という主張を繰り返した。女性が「障害者だから産まない」という決断を下すのは女性自身が生きるためのギリギリの譲れないエゴであると考えの中ピ連は、「中絶は女の権利」であることを明確に宣言したのである。本稿ではリブ新宿センターや優生保護法改悪阻止実行委員会を主な対象とするため、中ピ連は検討の対象に含まない。しかしリブ内部においても応答の仕方はさまざまだったという点には留意すべきである。

¹⁹ 「産める社会を、産みたい社会を」というスローガンは、産まないという選択が後景に退いており、母性主義的であるという批判がある（西村 2006）。筆者もこの指摘には同意する。ただし本稿ではスローガンの内容よりもスローガンが変更されたという過程に着目して分析を行う。

ついて、後年にリブ新宿センターのメンバーが行った対談では、「青い芝の会」からの批判だけが理由ではないものの、その批判が変更の一因であったことが米津によって語られている。またスローガン自体はリブ新宿センターではなく、優生保護法改悪阻止実行委員会が決定したものであり、その過程にはセクトや大学の婦人問題研究会なども参加していた。そのため一定の共通認識を持てるスローガンを掲げる必要があり、変更に踏み切ったと振り返られている（女たちの現在を問う会編 1986）。

またさらに「青い芝の会」で活動していた横田弘とリブにて活動していた米津による後年の対談でも、障害者運動とリブの摩擦について触れられている。横田が「産むか産まないか女性が決めるということは、障害児を殺せる自由もあるわけですかということで、まあいろいろぶつかったわけですね」（横田編 2004）と振り返ると、米津は「胎児条項が出てきているような状況の中で産むか産まないかは女が決めるって言ったら、それは自分たちが考えているような国に向かった言葉とだけ受け取られるものではないということについて、もう少し自覚してなくちゃいけなかったと、後からは思います。…だから「青い芝」の人たちから言われて、ああやっぱりそういうことなんだって思って、その後はずいぶん考えていったと思うんです」（横田編 2004）と、当時のリブ運動が障害者運動の指摘を受けて考え直していったと応じている。

7. 「おんな」の運動の第二の困難 障害者運動との摩擦

ここまで、優生保護法改正に至る歴史や優生保護法改悪阻止運動の様相を確認してきた。よって本章では、リブと障害者運動の摩擦について、本研究の主題である「おんな」の運動の困難という視点から分析を行う。

7.1. リブと障害者運動の摩擦に関する先行研究

これまで述べてきたような優生保護法改悪阻止運動における障害者運動とリブの摩擦は、これまでどのように分析が行われてきたのだろうか。

まず日本の女性運動史やリブ研究において、この問題はこれまでに数多く取り上げられてきた。江原は、障害者団体が「障害者の生命の抹殺」を否定する一方で、女性解放運動団体が女性の中絶の権利を主張し、「生命」という最も重い争点をめぐって両者がすれ違ってしまったと指摘している。また、リブ運動の主流は「中絶」によって女性自身が弱者を切り捨てる生産性の論理に加担しているのではないかと「反省」し、生むことの価値を肯定する方向へ主張を展開したと評価している（江原 [1985] 2021）。一方西村は、リブ運動が障害者運動からの批判を受けてスローガンを見直したものの、「母」や「健常者」としての特権性や加害性を十分に引き受けられていない点を指摘している。特に、変更後のスローガンである「産める社会を、産みたい社会を」にも母性主義の影響が色濃く残されており、リブ運動は母と子ども、健常者と障害者という権力関係に十分向き合えていないと論じている（西村 2006）。

また荻野美穂は「女と障害者は社会的にはどちらも弱者の位置にあり、同じく優生保護法改正反対を主張しながら、なおこの特異な法律をはさんで対峙することとなった」と説明し（荻野 2008: 271）、産むことに力点を置いたスローガンは女性運動と障害者運動との緊張に満ちた共闘関係の産物であったと説明する。女性が中絶を選択できる権利を確保することの重要性を十分に認識しつつ、一方でその選択権の主張が優生思想や障害者差別に結びつきかねない危険性に対して自覚的かつ自省的であろうとした。このような姿勢は、この時期の日本の女性運動の大きな特徴であると荻野は述べている（荻野 2014）。

またもう一方で、障害学や生命倫理に関する研究でもこの問題は取り上げられてきた。立岩真也は、リブの「権利としての妊娠中絶」という主張に対して、障害者側は障害者を抹殺する権利は女性にもないはずだと批判したと振り返り、両者の主張の論理検証を試みる。検証の結果、国家や男性に対して女性の権利を主張しなければならなかったことに相応の理由はあるにしても、子どもに関しては「女性の自己決定権」の範囲ではないと立岩は主張する（立岩 [1997] 2013）。

「青い芝の会」の文学や活動を分析した荒井裕樹は、リブと「青い芝の会」の思想には共鳴する部分があったものの、非和解放的な道を歩まざるを得なかったと指摘している。こ

れは、「青い芝の会」の横田弘ら活動家にとって、「自己の内なる母への反発」が潜在しており、その母に挑むことが彼らの自立に不可欠な第一歩であったためである（荒井 2011）。

森岡正博はこの問題を「中絶をめぐる障害者と女性の対立という、日本の生命倫理史上最大の難問のひとつ」と位置づける。リブの女性たちの「産む産まないは女の自由」という訴えは、中絶の自由の中に選択的中絶の自由もまた含まれてしまっていたため、「青い芝の会」はこの点に危機感を募らせ、「障害者はこの社会に存在しない方がいい」とする健常者によるエゴイズムであると迫ったと森岡は説明する。そして一部のリブ団体は自らの優生思想の反省を行い、結果的に女性と障害者は権力によって対立させられているのであるから、そのような権力に対して共に闘わなければならないという共闘パラダイムが成立したと評価する（森岡 2001: 305-6）。また生瀬克己も、リブの女性たちと「青い芝の会」のような障害者団体の人工妊娠中絶をめぐる対立は、産みたくある社会を追求する形で「一応はクリアーできたと言ってもいいかもしれない」と評価している（生瀬 1997）。

さらに「自己決定権」という観点からこの事例を検討した研究も存在する。カトウはリブが「権利」という言葉を使うことに躊躇ったことに着目し、「自己決定権」における自己とは西洋的で独立した個を想定していると批判する（Kato 2009）。

以上のように、これまでリブ研究や障害学において、リブと障害者運動の摩擦はさまざまに検討が行われてきた。しかしアイデンティティ・ポリティクスの観点からは、この事例は検討されてこなかった。さらにこれまでの研究は「女性」と「障害者」という二軸での対立を前提としており、その狭間に置かれた障害者女性の存在に十分に焦点が当たってこなかった。よって以下では、「おんな」というアイデンティティ・ポリティクスとしての困難という視点で、リブと障害者運動の摩擦について分析を行う。

7.2. 母をめぐるジレンマ

そもそもリブと障害者運動の摩擦は、どのような認識、あるいは立場の相違をめぐって引き起こされたのだろうか。「産むも産まぬも女が決める」というリブのスローガンを、「青い芝の会」が「健常者のエゴ」だと批判したのは、中絶や出産を行う「母親」に抱く認識や感情にその理由がある。

まず背景として、当時の日本社会においては、母親に対する子育ての責任や役割に強い期待、あるいは規範があった。母幻想とも呼ばれるそれは、母親は子どものためだけに生きるべきであり、母親となった女性は子どものために人生を捧げることを当然とされ、そうすることが子どもにとって最もよいとする考え方である。女性は妊娠・出産を喜ぶことが当然であり、子どもが生まれると自動的に母としての役割を果たすことが期待された。

子育ては母親の仕事であり、母と子どもは一体であるべきだとされていた（江原 [1985] 2021: 196）。

このような母幻想は、リブにとって破壊すべき女性役割の規範の典型であった。リブは、女性は妊娠したら自然に喜びを覚え、出産したら自然に母となり、心温まる母子関係を築く…というような幻想を拒否した。むしろリブは、女性は自然に母になるわけではなく、妊娠による不安や孤独に怯えながら出産に対峙するのだと考え、「産む性の孤独」を強調した。母となった女性は孤独の中で子どもと対面し、七転八倒しながらなんとか

「母」になっていくのである。その過程で、母だけが子どもと向き合って育児に励むことは決して自然ではなく、むしろ不自然であるとリブは考えた²⁰。母と子どもが2人きりで過ごし、その子育てがただ1人で社会から孤立した形で行われれば、女性は育児に束縛されてしまい、子どもにとっても母が絶対的存在となってしまう。よってリブは、母親と子どもが傷つけ合わなければ生きていけないような状況——それは第6章第4節で述べた子殺し事件のような形で帰結しうる——が、母幻想によって覆い隠されていると指摘した。

一方で「青い芝の会」の障害者たちにとって、母とは障害児の世話を担う一番身近な存在でありながら、障害児を潜在的に抹殺する可能性のある存在であった。「青い芝の会」のメンバーである横塚晃一による『母よ！殺すな！』という著書は、当時の障害者運動が抱いていた母親に対するイメージをよく表している。横塚は「母親に殺される側の論理」と題した文章において、母親を「抑圧者に加担し、刃を幼い我が子に向けた」（横塚 [1975] 2007）存在として描き出す。障害者にとって母親とは、子育てを担っているからこそ真っ先に差別意識を向けてくる存在であった。母は時に抑圧者となり、時に子どもを殺しうる存在だったのである。そのため、リブによって掲げられた「産むも産まぬも女が決める」という主張は、上記のような母親像を持つ障害者運動の恐怖感や不信感を引き起こしたのである。

先述の米津と横田による対談では、母親に対する考え方についても言及されている。横田は「僕たちの感じ方からすれば、やっぱり障害者を現実には殺していくのはお母さんなんですよ。お母さんの場合が極めて多いんですよ」（横田編 2004）と述べる。それに対して米津は、母親となる女性が置かれていた立場について言及し、「それはどうしてかと言うと…子どもに対してものすごい責任を負わされているのが女だからでしょ。で、すごく子どもの一番近くにいて一番背負っていくからよね。男は子育てや子産みのところから離れているから、殺さないですんでいるのよ、って言いたかったわ…」（横田編 2004）と応答した。「言いたかった」ということは、裏を返せば「当時は言えなかった」ということでもある。1973年頃に両者の摩擦が顕在化した後、母親となる者の立場については多く言及されなかったが、この母親をめぐるジレンマは両者の摩擦の要因でもある。

²⁰ その考え方のひとつの現れ方が、東京こむうぬというグループによる共同保育であろう。東京こむうぬは「子を産む」と「コミュニケーション」をかけて命名され、女性と子どもたちが集まって共同生活を送っていた。

アメリカの哲学者であるサラ・ラディックは、母であること、あるいは母親業を担うこと (mothering) のジレンマについて言及している²¹ (Ruddick 1990)。ラディックによれば、母親は子どもにとってはこれ以上ない力を持った存在として立ち現れる一方で、母親自身は母親、あるいは女性であるために社会的には全く無力である。母親たちは「子が育つ社会を、母親業を実践するためにも最適なものに整える力を持たないどころか、男性に支配され、経済的な剥奪状況の中で、物理的暴力と社会的暴力が蔓延する状況の中で」(岡野 2024: 205) 子育てをなんとか担ってきた。しかし「ケアする者に対してケアされる者たちは暴力にさらされやすく、弱い立場に置かれがち」(岡野 2024: 2) であり、障害者運動は母親を圧倒的な力を持つ存在として認識してきた。つまり母親であること、あるいは母親業を担うことは、圧倒的な力と圧倒的な無力が混在しているのである。ケアをする者としての権力性と、ケアを担わされる者としての社会的劣位が同時に存在する母親の矛盾性は、まさにリブと障害者運動の摩擦を引き起こしたジレンマそのものである。

優生保護法改悪阻止運動では、障害者運動による批判は母親となりうるリブの女性たちに矛先が向けられた。しかし同時に母親を社会的に抑圧する社会構造がある。この母親の置かれたパラドキシカルな立場が、「おんな」のアイデンティティ・ポリティクスと障害者運動というアイデンティティ・ポリティクスの摩擦を引き起こしたのである。

7.3. リブの変化と「とり乱し」

ここまで述べてきたように、母をめぐる立場の違いを背景にして、「おんな」のアイデンティティ・ポリティクスと障害者運動というアイデンティティ・ポリティクスの摩擦が生まれてしまった。これはアイデンティティ・ポリティクスの課題と指摘されてきた、他のアイデンティティとの連帯の難しさだとも言い換えられる。このようなアイデンティティ・ポリティクスの困難に、リブはどのように対応していったのだろうか。

母をめぐるジレンマに直面したリブは、「おんな」というアイデンティティに基づいた母親が被抑圧者であるという主張を貫きはしなかった。障害者運動からの批判を受け流すことはなく、むしろ自らの主張を省み、優生思想に対抗する形で運動の方向性を修正していったのである。その修正の過程を、ここでは詳らかに見ていきたい。

第6章で確認したように、優生保護法改悪阻止運動においてリブは障害者運動の批判を受け、その主張を変化させていった。ここでは「フレーミング」という観点から、その変容過程を分析する。フレーミングとは、アーヴィング・ゴフマンによって提唱された意味、象徴、解釈、ナラティブをめぐる争いのことである (Goffman 1986)。フレーミングの種類は、状況や問題の評価に関する診断的フレーミング、あるべき姿に関する予言的フ

²¹ ラディックに対しては、母性主義的である、あるいは白人中産階級における母親業を特権化しているという批判が向けられることがある (岡野 2024: 201)。その批判を認識した上で、本稿では母親とされる立場に置かれた女性たちのジレンマという部分を説明するためにラディックに言及する。

レーミング、そして個人の行動を促しアイデンティティ形成に寄与する動機付けフレーミングに分類できる (Benford and Snow 2000: 614)。今回はその三つのうち、優生保護法改悪阻止運動における診断的フレーミングを追ってゆく。言い換えれば、優生保護法改悪阻止運動において何が問題として同定されるのかについて、その変遷を分析する。

優生保護法改悪阻止運動の開始当初は、リブは優生保護法改正案を「中絶禁止法」として捉え、中絶が禁止される点が問題であるという診断的フレーミングを行っていた。スローガンとしては「産むも産まぬも女が決める」が掲げられ、中絶をするかしないかの決断が国家に介入され女性自身が決められない状況にあることを問題として提起していた。したがって、リブによる優生保護法改悪阻止運動の初期においては、胎児条項は前景に押し出された論点だったとは言いづらい²²。

しかし「青い芝の会」の指摘を受けた後、リブは優生保護法改正案の診断的フレーミングを変化させた。それまでは中絶を決める権利は女が持つべきだと主張していたのに対し、中絶はたしか女性にとっても多大な痛みを伴う経験であり、「権利」として主張できるのかと自問した。そして、女性に障害児を殺させる社会は「ジャマ者、弱い者切り捨てのこの世の生産性の論理」によるものであり、そのような論理で動く社会は結果的に女性たちをも生かさないと考えるようになった。よって、障害児の中絶の背景にある産めない社会こそが問題であるとし、結果的にリブは「産める社会を、産みたい社会を」にスローガンを変更したのである。

このような障害者運動からの批判による診断的フレーミングの変化、そしてそれに連動した主張の変化は、必ずしも自然な成り行きではない。というのも、人々がフレームに共鳴する度合いを決定する一因はフレームの一貫性にあるとされているからだ (Benford and Snow 2000: 614)。リブには、当初のスローガンのまま押し通し、障害者運動とは決裂するという道もなかったわけではない²³。そのうえ、中絶を「権利」とする主張から「本当に権利なのか」と再考し、かつての主張と矛盾しながらもスローガンが変更された過程は、明快で理解しやすいものでも、一貫したものであったとも言い難い。当初の自分たちの主張を、批判を受けて変容させていくことは、手のひら返しと捉えられる可能性ももちろんあった。

それでもしかし、リブはその主張を大幅に変化させたのであり、だからこそこに、リブの可能性を見ることができる。リブはたしかに運動の途中で問題の捉え方を変え、矛盾する主張を行った。しかしそれは、リブが障害者運動からの批判になんとか応答しようとしたためである。リブは「おんな」の運動としての主張に固執せず、リブにとっての「他

²² リブ新宿センターの機関紙であるリブニュース『この道ひとすじ』では、1972年10月に出版された創刊号から胎児チェックについても言及されていた。またリブ新宿センターのメンバーである米津によって胎児チェックに言及したビラが書かれていた。しかしそれでも胎児条項は、初期から目立った論点ではなかった。

²³ 第6章の注で述べたように、中ピ連は「中絶は女の権利」という主張を続けた。

者」である障害者運動からの批判を受けて主張を変化させていった。この変化こそが、本節の冒頭で指摘した、アイデンティティ・ポリティクスの課題を乗り越える鍵となる。

リブにおいて、矛盾しようとも主張を変化させることができた要因は、その「とり乱し」を肯定する姿勢にある。リブは、立ち上げ当初から〈ここにいる女〉としての「とり乱し」を肯定し、矛盾する「あたし」を受け入れる運動だった。リブは運動として一貫した方針を通底させることよりも、いつも個人としての「あたし」の矛盾を受け入れ、「とり乱し」ながら運動を続けていった。このようなリブの思想が、変容可能性を十分に含んだ主体としてリブの「おんな」を立ち上がらせた。リブはたしかに「おんな」の運動であったが、それは「とり乱し」を内包した、ひらかれた「おんな」だったのである。

このように、障害者運動という別のアイデンティティ・ポリティクスとの摩擦に直面したリブは、自分たちを省み、大胆にその主張を変化させることによって、連帯の道を模索した。その背景には「あたし」に立ち返って「とり乱し」を丸ごと肯定するリブの思想があり、ひらかれた「おんな」の運動だったという背景がある。リブの「あたし」に立ち返り、「とり乱し」を肯定する姿勢は、「他者」からの批判を受けた際に主張の変化を可能にした。この姿勢は、アイデンティティ・ポリティクスの課題に直面する運動がとりうる、一つの応答のあり方を示している。

7.4. 障害者女性という狭間の存在との対話

優生保護法改悪阻止運動における障害者運動からの批判は、もう一つのアイデンティティ・ポリティクスの課題をも示している。それは「おんな」の同一性の問題である。第1章第2節で確認したように、フェミニズムと位置付けられる運動が「女性」というアイデンティティを用いる場合、しばしば「女性」の同一性を想定し、「女性」内部の多様性を覆い隠してきてしまったことが問題として指摘されてきた。リブはこの問題に対し、どのように応じようとしていたのだろうか。

障害者運動からリブへの批判は、第7章第1節の先行研究にも見られるように基本的に「おんな」と「障害者」間の摩擦として議論されていた。このような認識の仕方は、当時のリブが主に健常者の女性によって構成されており、障害者運動が男性を中心に展開されていたという現実²⁴によるものである。

主に20代の若い女性たちで構成されたリブと、それよりひと回り以上年長の男性たちが中心の「青い芝の会」の間には、複雑な権力勾配²⁵が存在していた。例えば、集会の会

²⁴ 当時の「青い芝の会」の男性中心主義は、ドキュメンタリー映画『さよならCP』にも現れている。作中には「青い芝」のメンバーが性体験について語る場面があり、彼らがこれまで剥奪されていた男性性を意図的に誇示しようとする様子がうかがえる（荒井 2011）。

²⁵ このような特権性と非抑圧性が交差した複雑な権力勾配は、インターセクショナルリティという枠組みで捉えることが困難である。コリンズは「支配のマトリクス」という概念を提示しているが、実際にはイン

場の座布団を巡って、こんな緊張した場面もあったという。「青い芝の会」は、リブに対し「床に敷く座布団を用意しなかったのは差別だ」（リブ新宿センター資料保存会編 2008）と批判した。座布団がなかったことは「青い芝の会」にとって、リブが障害者に座布団が必要であるという基本的な知識を欠いており、それが健常者の無理解を象徴していると受け取られた。一方で、リブの側にとってこの批判は、座布団の準備といった雑用を女性に押し付ける伝統的な性別役割を想起させるものであった（荒井 2022）。この座布団を巡る出来事は、ジェンダーと障害という二つの軸が交差する中での、両者間の複雑な権力構造を浮き彫りにしている。

しかし同時に、こうした二分的な捉え方は、両運動の内部に実際には存在した多様性を覆い隠してしまう。インターセクショナリティの視点から見れば、障害者差別と性差別の交差点に立たされている、障害者女性の存在が浮かび上がってくる。リブにも障害のある女性は参加していたし、障害者運動の中にも女性が含まれていた。なんといっても、リブにはこれまでも度々言及してきた米津も中心人物のひとりとして参加していたのである。米津は横田との対談にて、以下のように振り返る。

私は自分の中に女だっていうことと障害者だっていうことが、いつも両方あって、あの、すごく自分の中でいっぱい葛藤しちゃうんですよ。…すごくね苦しいですよ。どっちの側に身を寄せようと思っても、自分の中で片方が片方を批判しちゃうんですね。だからどちらに向かってものを言うときも、例えば横田さんに文句をつけたみたいに、障害者の人に対して女の立場から何かものを言うときもとっても怖いし、女の運動であまり優生思想に対して敏感ではないような場に行ったときは、障害者としての自分がすごく苦しくなって…。（横田編 2014: 70）

米津はリブに参加していたが、障害者運動に対して女性の立場から語ることは怖さがあり、また同時にリブの中でも優生思想に敏感でない場所では障害者としての自分が苦しくなってしまったと語っている。

また障害者運動は既述のように男性中心的であったものの、女性も参加していた。例えば『私は人形じゃない』の著者である三井絹子は、重度障害があり 70 年代半ばから障害者運動にも参加していた。リブの女性たちとも集会でよく会っていたという。また「障害者の足を奪い返す会」代表を務めた猪野千代子も、リブと交流があった。猪野はリブ新宿

ターセクショナリティは非抑圧性の交差に光を当てるために用いられてきている。それは交差性という概念の役割として非常に重要だが、同時に特権性と非抑圧性の問題をどのように捉えるかという問題が残されている（Nash 2008）。本稿ではインターセクショナリティの観点から障害者運動内部の女性の存在に着目し、主に障害者男性で構成された「青い芝の会」と主に健常者女性で構成されたリブの間の権力関係の捉え方については稿を改めて検討する。

センターの機関紙であるリブニュース『この道ひとすじ』に「あたしにとって女とは何か——ある『身体障害者』の手記」という寄稿を行っていた（立岩 2010）。このように優生保護法改悪阻止運動の現場には、さまざまな「おんな」たちがいたのである。

しかしながら、リブの女性たちと障害者運動の女性たちは同じ「おんな」だからといって、完全にお互いの思いを共有できたわけではなかった。どちらの運動にも障害者女性が参加していたが、それでもなお、わかりあえたわけではなかった。

米津は当時から、「青い芝の会」が主催した集会において「『私は重度の障害者については全くわからないんだ』と言う事を今痛感しています」（松原編 2019: 232-3）と述べ、その「わかりあえなさ」に言及していた。筆者のインタビューでも「本当にしょっちゅう集会でお会いしていて、うーん、いっぱい批判されました」と振り返り、障害者運動に参加していた女性たちのことを、以下のように述べる。

「産む産まないは女が決める」なんて、自分たち（障害者運動に参加していた女性たち）はもうそんなひどい目に遭ってるし、産まれないようにされちゃうかもしれない。自分たちから見たら、何そんなことを言ってんのっていう感じだったと思うの。あのね、結婚しようと思えばできるし、子どもだって産める、あんたたちとはちがう。産まない、女が決めるって、何言ってるんだって、そういう風に思ったと思う。自分たちのことなんか、あんたたちわかんないでしょって。闘ってる人たちは本当に強かったよ。女の人たち、数は少なかったけど。

障害者運動に参加していた女性たちは、結婚しようと思えば結婚できる、そして子どもを出産しようと思えば出産できるリブの女性たちと、自分たちは「違う」と主張した。萩野は、障害者運動に参加していた女性たちにとっては、産まないことを選ぶ権利よりも、むしろ不妊手術や中絶の強制によって生殖の機会を奪われることのほうが身近な問題だったと指摘する（萩野 2014）。このように、障害者運動の女性たちとリブの女性たちの間では、中絶や出産の問題が全く異なる現実として存在していたのである。

また、中絶の他にも「わかりあえなさ」はあった。例えば、結婚や改姓をめぐる問題である。米津は筆者のインタビューにて、集会で三井絹子と交わした会話を以下のように振り返る。

その集会で喋ってもらう人として、黒板に新田絹子さんって書いたら、新田さんが現れて、私、三井になったのよって。そう、結婚して籍入れて、三井絹子だから書き直してって言われて。で、その頃、女の運動の中では、結婚で姓が変わるなんて、もう、なんていうの、そういうのを私たち望んでないですからっていう。結婚制度そのもの、名前変えるのがほとんど女っていうのもおかしいって思ってたから。結婚すること、性が変わることをこんなに喜んじゃう人もいるんだ

って、びっくりした。でも、それはできない人がいっぱいいたからなんだよね。結婚も、重度であればあるほど女の人が結婚するチャンスってすごくないし、ましてや籍を入れるなんて、本当になかなかできるもんじゃない。相手の男の家族が大反対するから、こんな嫁受け入れられないって。それが姓、その夫の姓になったっていうのは、彼女にしてみたらすごいことなのよ。この立場の違いね。

リブの女性たちが結婚制度そのものや改姓に対して批判的な立場をとっていた一方で、重度障害があり障害者運動に参加していた女性たちにとっては、結婚や改姓ができること自体が特権であった。重度障害がありながら結婚をすることは女性にとっては特に困難だったため、結婚や改姓は彼女たちにとってある意味での誇りだったのである。

このように、障害者運動の女性たちとリブ運動の女性たちの間には、結婚や改姓をめぐっても「立場の違い」があった。障害者運動の女性たちとリブの女性たちは、同じ「おんな」ではあったかもしれないが、中絶や結婚をめぐってあまりにも異なる現実を生きていた。リブは「おんな」の運動ではあったものの、同じ「おんな」の一部であるはずの重度障害のある女性たちとはすぐにわかりあえる状態ではなかった。むしろ障害者運動に参加している女性たちとの関わりにおいては、リブの女性たちは批判され、両者の溝が露呈した。「おんな」は決して普遍的に課題を共有できる枠組みではなかったのである。

ただし、70年代のリブと呼ばれる時期には「おんな」という枠組みを変えることはなかった。障害者運動からの批判を受けスローガンを「産める社会を、産みたい社会を」に変更したものの、「おんな」というアイデンティティを基盤とすることはやめなかった。障害者運動の女性たちとの「わかりあえなさ」により「おんな」が普遍ではないことに直面していながらも、やはりリブは「おんな」という足場を必要とした。それは当時の状況を考えれば、第4章で検討した通り、性差別が不可視化されており、それを社会の問題として問うために「おんな」が必要な時期だったからだとも説明できる。

しかし、障害者運動の女性たちとの出会いは「おんな」の運動に確実に変化をもたらした。リブと障害者運動の女性たちは、経験や思いを共有できなかったからといって、関わり合うことをやめなかった。むしろ、リブと呼ばれる時期以降も、優生保護法改正などの課題をめぐり、ともに活動しようとした。80年代以降の女性運動と障害者運動の関わりについて、米津は以下のように振り返った。

結婚して子どもを産むのがいいっていうだけではない世界が少し広がって、多少障害者だって必ずしも産めるわけじゃないし、女の人たちがずっと悩んできた「産むか産まないか」っていうことが（障害者にとっても）ちょっと近くにきた。でも反発はいっぱいあるから、すぐに一緒になれるわけじゃないけど、いろ

んなことを一緒にできることが増えていって、SOSHIREN²⁶っていうグループ、82年から始まるんだけど、一緒に合宿をしたり、集会をやったり、いっぱい障害女性といろんなことをいっぱいやってるの。

で、そのたんにやっぱり言われるの。私たちとあなたたちは違うっていうのをいっぱい言われて、ずっと言われっぱなしだったのが、ある時、そればかりじゃないのよ、私たちだって大変なんだ、こういう大変なことがあるのよって、言い返したのがすごく印象的で、やっと言えたねっていう風に思えるぐらいに。それをこう、超えるのがお互いすごく大変だった。けど、とりあえず一緒にはできるようになった。で、そうね、彼女たちも——彼女たちって変だけど、私もその一部だから——リプロダクティブ・ヘルス・ライツっていうのを言うようになったんだとか。いろんな段階で、今もいづらかやっぱりお互い難しさを抱えつつ、でも、かなり近い。（括弧内筆者）

障害者運動の女性たちからの批判は、同じ「おんな」であろうとも、内実は普遍ではなく、それぞれ異なる現実を生きている可能性があることを示していた。

しかし、その「わかりあえなさ」をリブは無視することなく、障害者運動の女性たちと向き合い続けていった。「わかりあえなさ」の露呈は、両者の分断と決裂を生むのではなく、対話を生み出したのである。安易に同じ「おんな」としてわかりあうことは叶わないが、わかりあえない互いの現実を無視することなく対話を続け、優生保護法改悪阻止運動においては手を取り合った。

このように、リブと呼ばれる時期には「おんな」というアイデンティティ・ポリティクス of 直接的な問い直しこそ行われなかったが、障害者運動の女性たちからの批判を受けたリブは「おんな」が決して普遍ではないという課題に既に向き合っていた。そして障害者運動の女性たちとの「わかりあえなさ」は、決裂ではなく対話の出発点となったのである。

7.5. 不変ではなく普遍でもない「おんな」の運動として

ここまでの分析をまとめると、「おんな」の運動としてリブが直面した第二の困難は、リブにとっての「他者」である障害者運動からの批判であった。その第二の困難の内容をさらに整理するならば、まず障害者運動という別のアイデンティティ・ポリティクスと摩擦が起きたこと（第3節）、そして同じ「おんな」であるはずの障害者運動の女性と意思が共有できなかったこと（第4節）であった。換言すれば、不可視化されている差別を問題化するためにアイデンティティを基盤として声をあげたとき、そのアイデンティティは

²⁶ 「SOSHIREN 女（わたし）のからだから」というグループの通称。刑法・堕胎罪の撤廃を求め、子どもを産むか産まないかを自分で選べることを目指しており、現在も活発に活動が続いている。

決して不変ではいられず、普遍にはなり得ないのである。これは第1章第1節および第2節で言及した、アイデンティティ・ポリティクスの課題そのものである。

それでは、アイデンティティに基づいて声を上げることは無意味なのだろうか。たしかにアイデンティティ・ポリティクスは常に不完全であり、誰かとは思いを共有できなかったり、誰かを排除してしまったりしているかもしれない。しかしそれは「闘争を続行しない理由にはならない。実際それは、闘争が進行中であることを力説する理由でしかない」(Butler 2015) とバトラーはいう。排除や摩擦を一時的に生み出したとしても、それは声をあげることをやめる理由にはならず、むしろ声をあげ続ける理由となる。

連帯とは、その内部の矛盾を認め、それはそのままにしながら政治行動をとるはずのものではないか。また、おそらく対話による理解が引き受けなければならない事柄のひとつは、相違や亀裂や分裂や断片化を、しばしば苦痛を伴う民主化のプロセスのひとつとして引き受けることではないか。(Butler 1990=[1999] 2018: 20)

バトラーは、内部の矛盾を認め、意見や理解の相違を対話によって引き受けることが連帯だと説明する。ただしバトラーは、アイデンティティ・ポリティクスの問題を指摘し、それへの対応として矛盾を引き受けた連帯を提起しているが、その間の紆曲のプロセスを示してはいない。

リブは、その紆曲のプロセスのひとつのたどり方を示している。実際にアイデンティティが不変ではなく普遍でもいられない状況に直面した「おんな」の運動であるリブは、どのようにそれらの課題と向き合い、連帯を目指したのだろうか。

まず、母をめぐるジレンマを背景に障害者運動という別のアイデンティティ・ポリティクスとの立場の相違が顕在化したときには、リブは当初の主張を貫くのではなく、障害者運動の批判を受けて問題の捉え方を変化させた。その変化の背景には、リブが「あたし」という個から出発し、「とり乱し」を肯定する運動だったことがある。不変ではいられないアイデンティティ・ポリティクスは、「あたし」という矛盾する個に常に立ち返ることで、変化し続けることができる。

さらにリブは、障害者運動の女性たちとの出会いを経て、「おんな」だからと言って同じ現実を生きているわけではないという問題に直面した。しかし、その「わかりあえなさ」によって両者は決裂するのではなく、むしろそれは長い長い対話の出発点となった。リブは障害者運動の女性たちから批判を受け続けたが、リブと呼ばれる時期の後もともに運動を行い、対話し続けてきたのである。1980年代に再度優生保護法改正案が提出された際には、「産むか産まぬかは女(あたし)が決める」というスローガンが使われた。「おんな」が普遍ではないことに気づかされた女性たちが、「あたし」に立ち返りながら練り直したスローガンであった。

このように、声をあげるために基盤とされた「おんな」というアイデンティティは、普遍にはなり得ず、いつまでも不変ではいられない。しかしリブは私たちに「あたし」という「とり乱す」個人に立ち返ること、そして異なる現実を生きているが故の「わかりあえなさ」こそが対話の契機となることを教えてくれるのである。

結論

i. 「おんな」の運動の意義

本研究の主題は、リブの「おんな」の運動としての意義と困難であった。

まず「おんな」の運動の意義については、個人的とされてきた事柄を社会の問題として提起するために必要であり、「おんな」を掲げる意義があった。リブの母胎となった新左翼運動において、女性たちは「銃後の支え」として扱われ、脇役とされていた。性差別は人間解放という大問題の名の下に覆い隠され、性別役割分業は問題とすら思われていなかったのである。これはミランダ・フリッカーによって提起された認識的不正義——それは解釈的不正義と証言的不正義に分類できる——のうち、解釈的不正義として説明できる。解釈的不正義とは、社会的に流通する集団的な解釈資源に偏りがあるために、社会的に周縁化されている人々が自分たちの経験を適切に意味づけて理解することが妨げられていることであった。例えば「産後うつ」や「セクシャル・ハラスメント」という名付けが行われる前の状態が、解釈的不正義である。

解釈的不正義に直面していたリブは、自分の経験を語りあい、聞き合うことで、次第に、合宿や集会、ビラなどでコンシャスネス・レイジングを行った。リブに参加した女性たちが互いに語りあい、聞き合うことで、次第に個人的な体験を政治化していった。「おんな」を掲げることによって、リブはそれぞれが直面していた問題に少しずつ共通点を見つけ、それによって女性を取り巻く問題を社会の問題として捉え直そうとしていったのである。これは今日における「障害者女性」や「黒人女性」、「在日女性」などに近い、問題提起のための切実な「おんな」であった。加えて新たな問題提起を行うためには、既存の問題提起で用いられていた言葉では十分ではなく、リブは集会やビラを通して「おんな」の言葉を模索していった。

ii. 「おんな」の運動の第一の困難

次に「おんな」の運動の第一の困難としては、「おんな」の運動として声をあげてすぐに向けられた「からかい」が挙げられた。リブは「全ブス連」「モテない女のヒステリー」などと呼ばれ、新聞や週刊誌に嘲笑された。これを江原由美子は「からかい」と呼

び、「真面目」に扱うに値しないものとして蔑まれたために言葉の説得力が弱められたと指摘した。フリッカーによる認識的不正義の枠組みを用いれば、「からかい」は証言的不正義にあたる。証言的不正義とは、アイデンティティに対する偏見のせいで生じる、話し手への信用性の不足のことである。リブは女性に対する「感情的」や「ヒステリック」などといった偏見によって証言的不正義に遭い、さらに「からかい」への抗議もまた「からかい」の対象となるという意味で二重の証言的不正義に直面していたことが明らかとなった。これはリブの発話方法の問題には還元できず、むしろ証言的不正義を生み出す社会の側に問題がある。

また、証言的不正義はフリッカーが定義するよりも波及的な影響力を持つことを指摘した。リブが新聞や週刊誌から「からかい」を受けたことにより、「女性は感情的だ」という偏見が再生産されたと言える。証言的不正義は被害者の人生への影響にとどまらず、証言的不正義の要因となる偏見をさらに強化しうるのである。よって、証言的不正義には再帰性があることを指摘した。

iii. 「おんな」の運動の第二の困難と「とり乱し」がひらく連帯の可能性

最後に「おんな」の運動の第二の困難は、リブにとっての「他者」である障害者運動からの批判を受けたことであった。中絶の要件について定めた優生保護法の改正案において、経済的理由による中絶の禁止、また胎児に障害がある場合の中絶の許可が提案された。それに対し、リブも障害者運動も優生保護法改悪阻止運動を展開した。その際「産むか産まぬかは女が決める」と主張したリブに対し、「青い芝の会」をはじめとする障害者運動は、障害児の中絶も女性の自己決定権に含まれるのかと批判した。その摩擦の背景には、社会においては被抑圧者である一方で子どもにとっては抑圧者である、母という存在のジレンマがあった。

両者の摩擦はまさに、これまで指摘されてきたアイデンティティ・ポリティクスの問題点を表している。アイデンティティを基盤とする運動は、他のアイデンティティ・ポリティクスとの対立を生むこともあり、またアイデンティティ内部の多様性を覆い隠してしまうこともある。リブは第二の困難は、アイデンティティ・ポリティクスに内在する問題そのものである。

まず、優生保護法改悪阻止運動における摩擦は、リブと障害者運動という別のアイデンティティ・ポリティクスの衝突が起きてしまったと捉えられる。この点についてリブは、障害者運動の批判を受けて自らの主張を問い直し、優生保護法改正案の問題の捉え方を変容させ、スローガンを「産める社会を、産みたい社会を」に変更した。そこにはリブが「とり乱し」を肯定し、矛盾する個としての「あたし」から始まる運動だったことが大きく関係していた。リブの掲げた「おんな」は決して確固たる主体ではなく、矛盾を内包し、他者にひらかれた「おんな」だったのである。「おんな」の運動は不変ではいられな

いが、リブは「あたし」に立ち返り「とり乱し」をも肯定することにより、矛盾を含み込んだまま連帯へと向かっていった。

さらにリブは、障害者運動の女性たちとの出会いによって、アイデンティティ内部の多様性の不可視化の問題に直面した。リブの女性たちと障害者運動の女性たちは、中絶や出産をめぐって全く異なる現実を生きていた。ただしこの時期のリブは第4章で論じたように「おんな」という足場を必要としていたため、「おんな」という枠組みそのものを変容させるには至らなかった。しかし、リブは障害者運動の女性たちと関わり合い続けた。障害者運動の女性たちとの「わかりあえなさ」の露呈は、両者の決裂ではなく、むしろその後の対話を生み出す契機となったのである。

このように、アイデンティティ・ポリティクスには困難も伴うが、声をあげ続けるにあたっては「あたし」という「とり乱す」個人に立ち返ること、そして異なる現実を生きていくが故の「わかりあえなさ」こそが対話の契機となることが示唆された。

iii. 本研究の限界と今後の展望

最後に、研究のさらなる発展のため、本研究の限界と発展可能性を三点述べる。

第一に、「おんな」の運動としての困難として「他者」からの批判をあげているが、その「他者」の存在が障害者運動に限定されていることである。当時の状況を鑑みれば、障害者運動の他にも、地方格差や在日朝鮮人を取り巻く問題などさまざまな差別や格差の軸があったはずである。実際にビラにおいても入国管理法や沖縄の基地を取り巻く問題が多々取り上げられている。今回の研究では扱いきれなかったため、今後の研究において検討していきたい。

第二に、本研究では主に都心部のリブの活動に着目しており、東北地方や関西といった他の地域の活動には、十分な焦点が当てられていない。リブ研究における地域の偏りは、柳原恵や村上潔によって指摘されている（柳原 2018; 村上 2014）。本研究の対象となった都心の団体は、リブを代表し得ない点に留意する必要がある。

第三に、インタビューの対象が米津知子氏のみとなっている点である。米津氏に伺った内容はどれも非常に有意義だったと同時に、複数人にインタビューを行うことでより多角的に考察を深められる可能性がある。今後、より広く深い視点で研究を行っていきたい。

あとがき

本論文は、別の研究会で扱っていたふたつのテーマが交差する中で生まれたものである。小熊英二研究会では、フェミニズムにおけるアイデンティティ・ポリティクスやインターセクショナルリティに関心を寄せ、國枝孝弘研究会では、声がいかに聞き届けられるか、あるいは聞き届けられないかについて研究を行っていた。小熊英二先生の紹介を経てリブと出会い、それぞれのテーマを深めるうちに、両者が結びついてひとつの卒業論文として形になった。自身の関心を存分に探求し、卒業論文の執筆に専念できる時間と環境に恵まれたことに、心から感謝している。

まずインタビューに協力してくださり、大切な経験をお話しくださった米津知子さんに感謝の意を示したい。米津さんのお話を伺えたからこそ、当時のリブの生の声をわずかもかもしれないが感じ取ることができた。また「障害者運動の女性たちとの『わかりあえなさ』が、決裂ではなくむしろ対話の起点となった」という考察も、米津さんのお話があったからこそ導き出せた言葉だった。

そして、授業と研究会にてお世話になった小熊英二先生に感謝したい。いつも納得のいくまで議論に応じてくださり、その過程でたくさんの学びを得た。また、國枝孝宏先生にも授業や研究会を通じて、立ち止まって深く考えるきっかけを何度もいただいた。いつも問いに寄り添い、ともに考えてくださったおかげで、自らの問いに立ち返りながら研究を深めることができた。そしてともに学び、新たな視点からの気づきをくださった小熊研と國枝研の皆様にも感謝したい。

さらに渡辺靖先生と宮垣元先生には、要所要所での確なアドバイスをいただき、研究区を進めるにあたって大きな支えとなった。また、鈴木弥香子先生と共感と共生研究会の皆様にもお世話になった。差別に関する関心を共有しながら学ぶ場所として貴重で充実した場所であり、共に読んだ本はどれも論文の糧となった。また、堀田義太郎先生の授業を通じて、リブと認識的不正義を結びつける着想を得ることができた。皆様に心より感謝申し上げたい。

最後に、大学での学びを支えてくれた家族と、日々ともに学び合った友人たちにも心から感謝したい。

便所からの解放

あるに「人女」ならば、正直に自分を見つめることである。「人女」ならば、自分が部分としてしか生きていないことを知っているはずだ。いや、正確には知らされていることさうべきだ。誰によってか？、もちろん男によって――

財産の保全と相続を目的とする経済体制に、とつての至上命令である純血の保持は、男と女のかかわりによって一妻制度として規定した。男と女のかかわりを制度化するバカバカしさ、不自然さは男と女と欺瞞的なやりかたで、風化した関係に作りあげた。

人間の自然な心と体の営みに反する一妻制度の、制度としての無理は、女と子供を男に依存させる経済構造を根底に、性E汚い、卑しい、恥むかしいものに陥し込める意識構造と人々の心の核心として作りあげることによって築き立ててきたのだ。『男』とは、

一夫一妻制度が、女、とつてだけの天妻制度であらう以上、性E汚い、卑しい、恥むかしい意識構造は、女の性に対してより抑圧の度々強められ、それはバカバカしい意識の面としてあるのではなく、私的・制経済の要請にもとづく男と女のかかわりであり、権力として作りだされていった。

最も基本的な隷属関係としてある男と女のかかわりあいと生物としての人間の生きろ、核心をなす性を通じておきかたにするこゝろによって、我々は女の解放と人間の解放へ普遍化する一視点となすこゝろでさうだろつ。

さて、性を否定する意識構造がなぜ、心の構造の核心をなすのか、言うまでもなく人間の意識は生活に規定される。さうならなら、経済構造に規定されたこゝろの、他の人間とのかわりによって、意識は作られる「他の人間」とは男にこそは、女にこそは男である。他の個体を再生産する機能をもち生物として対する単位は男と女である。一人を死ねんていく個体としてしかたえられない人間は、個体である故に進化的な存在として獲得される個体としての限界をもつ生物としてSEXは他の生物に対する根源的な「ミニ・ミニ・ミニ」形態としてある。

男と女のかかわりあい、生物としての人間の、他の生物に対する最も基本的なかわりあい、性を否定し、身しめるこゝろによって、生の不自然な環境が

は人として生きることを恐れ、权威に依存する意識構造を自らの中に作りあげさせる。支配の体制が支配の論理を貫徹していったもののイデオロギーの基となる権威主義は、家長制の一夫一妻制度によって、つまり「人女」によって作りだされ、日々、日常的に再生産されていく。

さて、この性を否定する意識構造が、女に対してより抑圧の度を深めるこゝろは、抑圧され、女であるこゝろによって支配の体制の加担者としてあるその構造はどのようなものなのか？

それは、男と女が性を通じてどのように体制に組み込まれているかを明かにすることである。端的に云つてそれは、男の意識を媒介に女の性を抑圧することによって男の性を管理していくこゝろ構造としてある。

媒介とされる男の意識とは、やがて、男としての肉体的表現としてのSEXの両方とあわせて、男としての「人女」として、女とどうもえない意識である男にとつて女とは、女性のやがて「女」が、性欲処理機能、便所、という二つのイメージに分けられる存在としてある。

全体である対象（女）の二つの側面――女性（やがて）、異性（SEX）とに抽象化してそれぞれに相反する感情を割りあてて男の分離した意識は、単婚が婚姻制、奴隷制と併行してあったこゝろ人類史と背景に、一夫一妻制度が性E卑しい、性E汚い、卑しい意識構造によって支えられ、男にその意識構造下に於ける私的・制経済が、二つにおいて女性のやがてさに対する執着と、男と女とどうもえない母親が父親とオコとオナラの関係をもちこゝろ自分が生れたこゝろ事実に対する嫌悪を生みだすこゝろ、女に対する相反する二重の意識に覆いつくさるのだ。

男（人女）が「便所」か、という意識は、現実には結婚の対象か、遊戯の対象か、こゝろにあらわれる。

結婚の対象として見られ、選択される人女SEXに対し、見られ、聞かれ、言われる清純な「カワイコちゃん」として女はやがて自然な性欲を、一体として持つ自らを裏切り、抑圧していく。蛇足だが女同志がどくどくマサツを起しやういのはお互いに競争相手のこのシラジラしい、カワイコちゃん演技がスグスグに見えらるか

図 1 田中美津による「便所からの解放」

出典：リブ新宿センター資料集成（2008）

[文献]

- 亜紀書房編集部, 1971, 『性差別への告発』亜紀書房.
- 秋山洋子, 1993, 『リブ私史ノート——女たちの時代から』インパクト出版会.
- 荒井裕樹, 2011, 『障害と文学——「しののめ」から「青い芝の会」へ』現代書館.
- , 2019, 『どうして、もっと怒らないの?——生きづらい「いま」を生き延びる術は障害者運動が教えてくれる——荒井裕樹対談集』現代書館.
- , 2022, 『凜として灯る』現代書館.
- Benford, Robert D. and David A. Snow, 2000, "Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment," *Annual Review of Sociology*, 26: 611-39.
- Bernstein, Mary, 2005, "Identity Politics," *Annual Review of Sociology*, 31: 47-74.
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and Subversion of Identity*, New York: Routledge. (竹村和子訳, [1999] 2018, 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)
- , 2016, *Notes Toward a Performative Theory of Assembly*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (佐藤嘉幸訳, 2018, 『アセンブリ——行為遂行性・複数性・政治』青土社.)
- Collins, Patricia H. and Sirma Bilge, 2020, *Key Concept Intersectionality*, Polity Press. (小原理乃・下地ローレンス吉孝訳, 2021, 『インターセクショナリティ』人文書院.)
- Crenshaw, Kimberle, 1989, "Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Policies," *University of Chicago Legal Forum*, 1: 139-167.
- 江原由美子, [1985] 2021, 『増補 女性解放という思想』筑摩書房.
- , 2022, 『持続するフェミニズムのために——グローバルゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ』有斐閣.
- Goffman, Erving, 1986, *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience*, Boston: Northeastern University Press. 藤野豊, 2021, 『戦後民主主義が生んだ優生思想——優生保護法の史的検証』六花出版.
- 藤高和輝, 2018, 『ジュディス・バトラー——生と哲学を賭けた闘い』以文社.
- Fricker, Miranda, 2007, *Epistemic injustice: Power and the Ethics of Knowing*, Oxford: Oxford University Press. (佐藤邦政・飯塚理恵訳, 2023, 『認識的不正義——権力は知ることの倫理にどのようにかかわるのか』勁草書房.)

- 古田睦美, 2009, 「女性から見た 68 年」 藤原書店編集部編『1968 年の世界史』 藤原書店, 127-134.
- Friedan, Betty, 2001, *The Feminine Mystique*, New York: W.W. Norton. (三浦富美子訳, 2004, 『新しい女性の創造』 大和書房.)
- 樋熊亜衣, 2012, 「『リブ神話』を超えて——現代日本女性解放運動史全体像構築の必要性——」 『ソシオロゴス』 36: 99-110.
- , 2018, 「日本の女性運動——1970 年代から何が引き継がれたのか」 首都大学東京大学院人文科学研究科 2018 年度博士論文.
- hooks, bell. 2015. *Feminist Theory: From Margin to Center*, New York ; Routledge.
- 井上輝子・水田珠枝, 1979, 「七〇年代女性解放運動と八〇年代の展望」 『思想の科学』 34: 115-129.
- Kato, Masae, 2009, *Women's Rights?: The Politics of Eugenic Abortion in Modern Japan*, Amsterdam: Amsterdam University Press.
- 松原洋子, 2000, 「戦後の優生保護法という名の断種法」 米本昌平・ヌデ島次郎・松原洋子・市野川容孝『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』 講談社, 214-219.
- 松原洋子編, 2019, 『優生保護法関係資料集成』 六花出版.
- McKissack, Pat, 1992, *Sojourner Truth: Ain't I a Woman?* New York: Scholastic.
- 水戸洋子, 1972, 「優生保護法改正案のウラにあるもの」 『助産婦雑誌』 26(4): 57.
- 溝口明代・佐伯洋子・三木草子編, 1992, 『資料日本ウーマン・リブ史』 松香堂書店.
- 森岡正博, 2001, 『生命学に何ができるか——脳死・フェミニズム・優生思想』 勁草書房.
- 牟田和恵, 2006, 「フェミニズムの歴史からみる社会運動の可能性——「男女共同参画」をめぐる状況を通しての一考察」 『社会学評論』 57(2): 292-310.
- 村上潔, 2014, 「京都の女性運動と『文化』」 AMeeT, (2025 年 1 月 31 日 取得, <https://www.ameet.jp/column/219/>)
- 永井潜, 1916, 『人性論』 実業之日本社.
- Nash, Jennifer C. (2008). "Re-thinking Intersectionality," *Feminist Review* 89 (1):1-15.
- 生瀬克己, 1997, 「1970 年代初期における《優生保護法改悪阻止》をめぐるウーマン・リブ運動と障害者問題に関する覚書」 『桃山学院大学キリスト教論集』 33: 245-260.
- 西村光子, 2006, 『女たちの共同体——70 年代ウーマンリブを再読する』 社会評論社.
- 荻野美穂, 2008, 『家族計画への道——近代日本の生殖をめぐる政治』 岩波書店.
- , 2014, 『女のからだ——フェミニズム以後』 岩波書店.
- 小熊英二, 2009, 『1968——叛乱の終焉とその遺産』 新曜社.
- , 2012, 『社会を変えるには』 講談社.
- 岡野八代, 2024, 『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』 岩波書店.

女たちの現在を問う会編, 1996, 『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後編』 インパクト出版会.

Ruddick, Sara, 1990, *Maternal Thinking: Toward a Politics of Peace*, New York:

Ballantine.

リブ新宿センター資料保存会編, 2008, 『リブ新宿センター資料集成』 インパクト出版会.

斉藤正美, 1998, 「クリティカル・ディスコース・アナリシス : ニュースの知/権力を読み解く方法論 : 新聞の『ウーマン・リブ運動』(一九七〇)を事例として」 『マス・コミュニケーション研究』 52: 88-103.

Shigematsu, Setsu, 2012, *Scream from the Shadows: The Women's Liberation Movement in Japan*, Minneapolis: University of Minnesota Press.

清水晶子, 2021, 「『同じ女性』ではないことの希望——フェミニズムとインターセクショナリティ」 岩渕功一編『多様性との対話——ダイバーシティ推進が見えなくするもの』 青弓社, 145-164.

Slater, David H., and Patricia G. Steinhoff, 2024, "Rejecting the Radical New Left:

Transformations in Japanese Social Movements," *Società Mutamento Politica*, 15(29): 49-61.

Spivak, Gayatri, 1988, *Can the Subaltern Speak?* in *Marxism and the Interpretation of*

Culture, Urbana and Chicago: University of Illinois Press. (上村忠男訳, 1998, 『サブアルタンは語ることができるか』 みすず書房.)

竹村和子, [2000] 2024, 『フェミニズム』 岩波書店.

———, [2002] 2021, 『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』 岩波書店.

田中美津, [1972] 2016, 『いのちの女たちへ——とり乱しウーマン・リブ論』 現代書館.

立岩真也, [1997] 2013, 『私的所有論』 生活書院.

———, 2010, 「障害者運動／学於日本・9——女性たち」 立命館大学生存学研究センター, (2025年1月31日取得, <http://www.arsvi.com/ts/20100099.htm>)

Touraine, Alain, 1981, *The Voice and the Eye: An Analysis of Social Movements*,

Cambridge: Cambridge University Press.

上野千鶴子, 1994, 「日本のリブ——その思想と背景」 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『日本のフェミニズム①リブとフェミニズム』 岩波書店, 2-32.

柳原恵, 2018, 『〈化外〉のフェミニズム——岩手・麗ら舎読書会の〈おなご〉たち』 東京: ドメス出版.

横田弘編, 2004, 『否定されるいのちからの問い——脳性マヒ者として生きて』 現代書館.

横塚晃一, [1975] 2007, 『母よ! 殺すな』 生活書院.

吉原令子, 2013, 『アメリカの第二波フェミニズム——一九六〇年代から現在まで』 ドメス出版.